



鶴見区自治連合会 7月定例会 次第

日 時 令和6年7月19日（金）
午後2時
会 場 鶴見区役所8号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会会長

宮野 昌夫

鶴見区長

渋谷 治雄

3 定例会出席者ごあいさつ（敬称略）

■各種機関・団体関係

・鶴見税務署 署長

福永 秀文

4 横浜市町内会連合会 7月定例会結果報告

5 鶴見区自治連合会関係議題

6 鶴見区自治連合会定例会の日程について

（1）日 程

9月定例会 令和6年9月19日（木）午後2時から

10月定例会 令和6年10月18日（金）午後2時から

※8月は休会です

（2）場 所

鶴見区役所6階8号会議室

7 閉 会

鶴見区自治連合会として参加した主な行事（6月1日～6月30日）

- ・6月10日 鶴見区老人クラブ連合会総会
- ・6月13日 横浜市町内会連合会6月定例会
- ・6月26日 鶴見区民文化祭運営委員会

・ ・ ・ 横浜市町内会連合会 7 月定例会結果報告 ・ ・ ・

1. 子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」web 版のリリースについて
◎説明者 こども青少年局企画調整課 永松 課長 資料No. 1
2. 老人クラブ「未設置地域」の解消について
◎説明者 横浜市老人クラブ連合会 名倉 様 資料No. 2
3. お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について
◎説明者 資源循環局鶴見事務所 石川 所長 資料No. 3
4. GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について
◎説明者 鶴見区役所 美田 区政推進係長 資料No. 4
5. 「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び
応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について
◎説明者 鶴見区役所 美田 区政推進係長 資料No. 5
6. 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について
◎説明者 鶴見区役所 中島 地域振興課長 資料No. 6
7. 「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ
◎説明者 鶴見区役所 中島 地域振興課長 資料No. 7

・ ・ ・ 鶴見区自治連合会関係議題 ・ ・ ・

8. 令和 6 年度崖地現地調査について
◎説明者 建築局建築防災課 がけ・狭あい担当 伊藤 課長 資料No. 8
9. 横浜市におけるシェアサイクル事業について
◎説明者 道路局道路政策推進課 伊藤 担当係長 資料No. 9
10. (仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業について
◎説明者 財政局ファシリティマネジメント推進課 森地 課長 資料No.10
11. 鶴見区老人クラブ連合会機関誌「悠悠 46 号」の配布について
◎説明者 鶴見区老人クラブ連合会 鈴木 副会長 資料No.11
12. 第 17 回トレジャーハンティング in つるみの周知について
◎説明者 トレジャーハンティング in 鶴見実行委員会 木村 委員長 資料No.12
13. 第 24 回つるみ子育て・個育ちフォーラム運営委員会 映画上映会について
◎説明者 つるみ子育て・個育ちフォーラム運営委員会 宮野 名誉会長 資料No.13

14. つるみ臨海フェスティバルへの協賛およびポスター掲示の依頼について
 ◎説明者 つるみ臨海フェスティバル実行委員会 中村 委員長 資料No.14
15. 「共同募金各区だより」全戸配布の協力依頼について
 ◎説明者 鶴見区社会福祉協議会 高橋 事務局長 資料No.15
16. 令和6年度上半期広報配布謝金について
 ◎説明者 鶴見区役所区政推進課 関 広報相談係長 資料No.16
17. 敬老パスの一斉更新について
 ◎説明者 鶴見区役所 高橋 高齢・障害支援課長 資料No.17
18. 令和6年度 個別避難計画の取組について
 ◎説明者 鶴見区役所 高橋 高齢・障害支援課長 資料No.18
19. 第5期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の策定に係る
 区民アンケート調査の実施について
 ◎説明者 鶴見区役所 藤牧 福祉保健課長 資料No.19
20. 「鶴見・まちづくりゼミナール2024」の開催について
 ◎説明者 鶴見区役所 長谷川 区政推進課地域力推進担当係長 資料No.20
21. 令和6年度鶴見区地域活動ICT活用補助金について
 ◎説明者 鶴見区役所 中島 地域振興課長 資料No.21
22. 令和6年秋の全国交通安全運動について
 ◎説明者 鶴見区役所 中島 地域振興課長 資料No.22
23. 消防団だよりの掲出について
 ◎説明者 鶴見消防団 香取 団長 資料No.23
24. ふるさと納税で「陸・海・空」の消防体験の開始について
 ◎説明者 消防局企画課 御所脇 担当係長 資料No.24
25. 資料提供
 鶴見区内火災・救急状況（速報）…………… 鶴見消防署
 鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況…………… 鶴見警察署

会館に省エネ設備導入 しませんか？
 補助金 申請受付中！まだ間に合います！

★申請件数ランキング

| | |
|-------------|---|
| 1位 エアコン |  |
| 2位 LED 照明器具 |  |
| 3位 断熱窓 |  |

申請期限 **10月31日** まで延長

補助率 2/3!

詳細は「募集案内」をご覧ください！

[自治会町内会館脱炭素化推進事業]
 事業実施主体：市民局地域活動推進課

■問合せ先（事務委託先）
 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
 045-451-7740

横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」WEB版のリリースについて（ご案内）

1 趣旨

横浜市では「子育てしたいまち、次世代を共に育むまちヨコハマ」の実現に向け、子育て中の皆さまが、スマートフォン一つで子育てに関する様々な手続きや情報収集が可能になる、子育て応援アプリ「パマトコ」（WEB版）を7月1日にリリースしました。

現在申請できる手続きは妊娠～出産前後の申請が多いため、区役所での母子健康手帳交付時や出生届提出時等に利用促進を行っています。

取組内容についてご承知おきください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 「パマトコ」の概要について

(1) 公開日

令和6年7月1日

(2) 利用対象者

横浜市で子育て中の方、子育て予定の方

(3) 機能概要

ア オンライン申請

現時点では、児童手当など妊娠から出産前後の9手続きのオンライン申請が可能です。オンライン申請可能な申請は今後順次拡充し、将来的には子育て関連のほぼ全ての手続きをオンライン化する予定です。

イ イベント・お役立ち情報の発信

お住いのエリアやお子さまの年齢等に応じた、おすすめ情報を表示します。区役所が持つイベント情報のほか、横浜観光情報サイトなどに掲載されている、市全体を対象としたイベント情報も発信しています。

ウ 子育てに役立つ施設情報の検索

授乳室やトイレ、おむつ交換台、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載しています。自宅や現在地周辺の施設をさまざまな条件から検索できます。

工 電子母子健康手帳

おなかの赤ちゃんやお子さまの情報を記録し、パートナーと共有することもできます。また、複雑な予防接種のスケジュール管理も行えます。

(4) 意見募集について

より使いやすく、市民の皆さまにご満足いただけるサイト・アプリとするため、市民の皆さまのご意見・ご要望を「パマトコ」内で募集しています。

(第1次意見募集期間：7月1日(月)～9月30日(月)まで)

(5) 今後の展開について

皆さまからいただいたご意見を反映したアプリ版を今秋リリース予定です。

アプリ版リリース後も、オンライン申請可能な手続や機能を随時拡充するとともに、次年度以降、対象となるお子さまの年齢を学齢期(小～中学校)まで拡大していきます。

【参考】画面イメージ



担当 こども青少年局企画調整課
永松、三橋、佐々木
電話：671-4281
e-mail：kd-kikaku@city.yokohama.jp

「パマトコ」今後の予定

今回のWeb版では、妊娠～出産前後までに関する手続きのみとなりますが、今後対応できる手続きや機能も拡充していきます。ご利用いただいた皆様の声を反映しながら、パマトコのできることをどんどん増やして、安心して子どもを産み育てられる環境を実現していきます。

令和6年

Web版リリース

妊娠期～1歳児世帯の手続きが
オンラインでできます！

- ・ 児童手当、児童扶養手当申請
- ・ 小児医療証交付、小児医療費支給申請
- ・ 出生連絡票兼低体重児出生届申請
- ・ 横浜市産後母子ケア事業利用申請
- ・ 小児医療費異動届申請

夏

秋

アプリ版リリース

さらに未就学児(0歳から6歳児)に
関する手続きができるようになります！

- ・ 出産費用助成金申請
- ・ 妊婦健康診査費用助成金申請
- ・ 出産子育て応援金申請
- ・ 保育所入所申請

Web版、アプリ版どちらでもご利用できます！

令和7年以降は、学齢期(小～中学生)に関する手続きや、家庭と学校の連絡システムとの連携、放課後キッズクラブ等のシステムとの連携も予定しています。

ご利用方法

スマートフォンで右記のQRコードを読み取るか、検索サイトから「パマトコ」をご入力の際は、ご利用ください。



パマトコ



多くのご意見・ご要望お待ちしております！

「パマトコ」Web版をご利用いただいた皆様のご意見、ご要望を是非お聞かせください。今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、使いやすさや機能性、デザインなど、皆様の声をかたちにします。ご協力を心よりお願い申し上げます。

※アンケートは、アカウント登録後に実施できます。

担当窓口

横浜市子ども青少年局 企画調整課
電話：045-671-4281
メールアドレス：kd-kikaku@city.yokohama.jp

※掲載している画面は、実際の画面と異なる可能性がありますので、ご了承ください。



ここをクリック

横浜市子育て応援サイト・アプリ

パマトコ

YOKOHAMA

横浜の子育てに必要なことがひとつに！

Web版はじまります！

ご意見、ご要望募集！

今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、
皆様の声をかたちにします。



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
横浜市

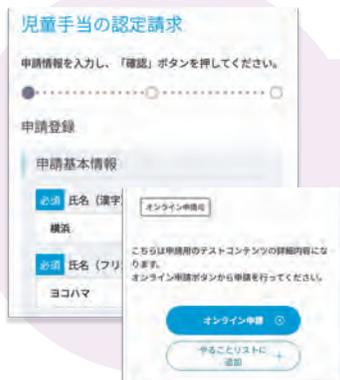
横浜市子育て応援サイト・アプリ



こどもが育つたび、ここに住んでよかった。と、思えるまち。“できる”が“ふえる”横浜市。パパ、ママ、と、こどもたち。ヨコハマで、トコトコと。

「パマトコ」でできること

子育ては、多くの喜びがある一方で、手続きや届出などやらないといけないことも多く、また外出先での急な対応やさまざまな悩みもあります。「パマトコ」では、そんな子育て中のパパとママをサポートする機能をご用意しました。



オンラインで申請がいつでも簡単に！

平日の日中以外でも申請できます

「パマトコ」について

横浜市は、子育てに必要なことをひとつに集約した「パマトコ」をつくりました。スマートフォンを通じて、子育てに関する手続きの申請・情報取得・サービスなどがご利用できます。これまでの負担を軽減することで、皆様がゆとりをもち、安心して横浜市で子どもを産み育てられる環境を実現します。

あなただけの子育てツールに

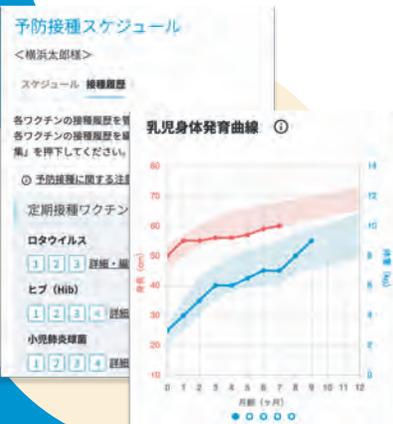
アカウント登録すると、各種マイページ機能、オンライン手続きや予約などをご利用いただけます。さらに、子育てサポート、お役立ち情報などがチェックできるほか、本人情報や家族情報、興味・関心事をご登録いただくと、子どもの年齢等に応じた検診や予防接種、居住区や近隣のイベント情報などが届きます。

「パマトコ」に込めた思い

「ヨコハマ」の“ハマ”を「パパ」と「ママ」にかけ、パパ、ママ、と、コ（子ども）を表しました。親も子どももトコトコとスムーズに子育てできるまち、横浜という思い。そして、子育てを通じてパパ、ママ、子どものできるこゝが増えるように「パマトコ」も皆様と一緒に成長したいと願っています。

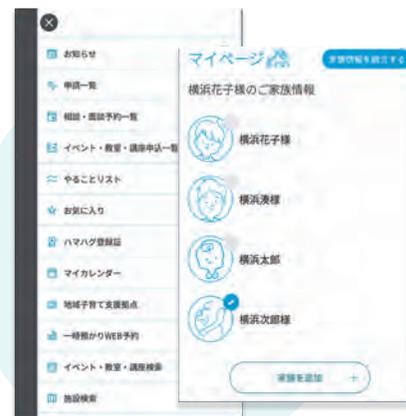
お子さんの年齢にあわせた情報が届く！

必要な手続きや子育て関連のイベント情報が届きます



電子母子健康手帳で育児情報を管理！

予防接種の管理やお子さんの成長を記録できます



アカウント登録でさらに便利に！

子育てに必要な情報がメニューに集約されます

横浜市ならではの豊富なイベントを簡単検索！

お子さんが楽しく遊べるイベントが見つかります



困ったときの頼りになる子育て施設検索！

保育園・幼稚園や公園のほか、授乳室や子ども用トイレ等が現在地から見つかります



*掲載している画面は、実際の画面と異なる可能性がありますので、ご了承ください。

老人クラブ「未設置地域」の解消について【協力依頼】

1 事業の趣旨

市内の老人クラブ数は、直近5年間で238クラブ減少して1,357クラブ（約15%減少）、また会員数は25,462人減少して82,511人（約24%減少）となっています。

こうした中、横浜市老人クラブ連合会（市老連）では、会員の加入促進・減少防止を図るため、18区の老人（シニア・シルバー）クラブ連合会（区老(シ)連）の代表等で構成する「活性化プロジェクト」を設置し、魅力ある活動の創出や広報の充実・強化などに取り組んでいます。

2024年度は重点事業の一つとして、老人クラブがない地域（未設置地域）の解消を図り、老人クラブに入りたくても入れない加入希望者の受け皿づくりを推進します。

つきましては、市老連や区老(シ)連、単位老人クラブ等から、未設置地域解消に向けた取組について、相談があった際には、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします

3 未設置地域解消に向けた取組（案）

- (1) 既設単位老人クラブの会員受入エリアの拡張
- (2) 自治会・町内会をまたいだ広域老人クラブの設置
- (3) その他、未設置地域を解消できる独自の取組（新規単位老人クラブの設置等）

※区や地域ごとに、自治会・町内会における老人クラブの設置・活動状況は異なると思いますので、地域の实情に応じたできる範囲でのご協力をよろしくお願いいたします。

4 スケジュール

7月 各区町内会連合会で協力依頼

8月～ 市老連、区老(シ)連等において、未設置地域解消の候補エリアを複数（各区3～4か所程度）選定し、対象となる区連、地区連または単位自治会・町内会に相談、協力依頼

①公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会
担当 春原(スノハラ)、名倉
電話 045-433-1256/FAX 045-433-1257
メール yrouren@maple.ocn.ne.jp

②健康福祉局高齢健康福祉課
担当 榊原、長嶋
電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613
メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp

お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時にご家庭のトイレが使えない場合に備え、トイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄を市民の皆様にお願ひしています。

この度、地域の皆様トイレパックをお試しいただき、備蓄を進めるきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和5年度・6年度に品質保証期間を迎えたトイレパックとなります。

多くの自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願ひしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願ひします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

配布を希望される場合は、横浜市電子申請届出システムあるいは申請書の提出によりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものでないため、トイレパックとはどういうものか体験するお試し用として活用します。

(2) 配布個数

凝固剤1個と処理袋1枚で1セットです。

自治会・町内会会員世帯数人数×5セットを目安として、

1団体あたり600セットもしくは1,200セットをお渡しします。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込み期間

令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

(4) 申込み方法

ア 横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ef3a5a0d-e636-4830-a87f-da31de2be107/start>

※ 上記申込みページは、令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。



イ 資源循環局街の美化推進課あてに添付の申込書の提出(FAX・郵送)

(5) 配布期間

第1回配布 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)

第2回配布 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

※ 受取期間については、こちらから指定させていただきます。

(6) 配布場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。

※ 配送等を行いません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○ 品質保証期間が経過したトイレパックですので備蓄用にはお控えください。

○ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

5 添付資料

お試し用トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.jp

お申込み
8/1~8/23

受取期間
第1回
9/9~9/28
第2回
11/18~12/7

お試用

トイレパック 体験しませんか!

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間が経過しているもの)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック(品質保証期間が経過したものを)、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業 等)
※ 団体の会員や社員の皆様に配布していただける方々にお譲りします。

● 配布物

品質保証期間の経過したトイレパック

※品質保証期間が経過したものでも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

お渡しイメージ➡

| | | |
|-------------|---|---------------|
| 凝固剤 600個 | 箱 | 汚物処理袋 600枚 |
|-------------|---|---------------|

● 申込可能数(600セットもしくは1,200セット)

団体の構成員及びご家族の人数 × 5セット を目安にお申し込みください。
※ 600セットか1,200セットのどちらかを選択してお申し込みください。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるものが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に排出してください。(今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください。)

トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせます

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかけます

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出します

※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

- 「ステップ1」の便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせると、使用済みトイレパックの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。
- 「ステップ2」の凝固剤を振りかけた後は、しっかりと混ぜるようにしてください。

お申し込み方法

- 横浜市電子申請・届出システムからお申し込みください →
下記のフォームにご記入のうえ、FAX、郵送によるお申し込みも受け付けています。※右記ページは令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。

【お申し込み先】

FAX 045-663-8199

郵送先 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 23階 トイレパック受付担当 宛



- お申し込み期間 令和6年8月1日(木)～8月23日(金) ※ 必着
- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、9月4日(水)頃までに受取決定のご連絡をさせていただきます。
- 受取期間 第1回 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)
第2回 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
※ 全体の希望数が在庫数を超える場合は、抽選とさせていただきます。
※ 受取期間・受取場所については、こちらから指定させていただきます。

(FAX・郵送用記入欄)

| | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|--|
| 団体名 | | 代表者氏名 | |
| 団体住所 | | 連絡先 電話番号 | |
| 決定通知 連絡先 | (メールアドレス、FAX番号、郵送先 のいずれかをご記入ください) | | |
| 配布希望数 ※ どちらかに○を してください。 | 600・1,200 (単位:セット) | 用途 ※ <input checked="" type="checkbox"/> がない場合は お譲りできません | <input type="checkbox"/> 団体の構成員・家族に配布します <input type="checkbox"/> 備蓄用としてではなく、お試用として取り扱います |

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

4月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。
掲示期間を6月末までとじていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※4月に依頼しましたチラシが掲示板に残っており、劣化がある場合には、新しいチラシに貼り替えていただきますようお願いいたします。



掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度（9月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、各区区政推進課あて御相談ください。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 長谷部、西野、山崎
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.jp

市連会 7 月 定例会 説明資料
令和 6 年 7 月 1 2 日
(公社) 2 0 2 7 年 国際園芸博覧会協会

「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について【情報提供】

6 月 22 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。

また、GREEN×EXPO 2027 の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 公式マスコットキャラクターの名前決定について

名前 「トゥンクトゥンク」

<名前について>

人といろいろな命が共鳴して、つながっている状態を表しています。

このマスコットを通して、人間が万物への想像力や調和の心をとりもどすことの大切さが広がってほしい、という想いを込めて名付けました。

<プロフィール>

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた 好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた 万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

<参考>

公募期間 令和 6 年 3 月 19 日～4 月 8 日

応募数 6,076 件

<公式マスコットキャラクターに関する問合せ先>

(公社) 2 0 2 7 年 国際園芸博覧会協会

広報課 TEL 045-307-2031



3 「GREEN×EXPO 2027」 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について

(1) 対象となる活動

- ア GREEN×EXPO 2027 に繋がる花緑や環境に関する活動。
- イ GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に資するPRや応援の活動。

(2) 対象者

市民（個人、団体、教育機関など）

ただし、次の場合はご使用いただけません。

- ・特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする場合
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している場合
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とする場合
- ・法令又は公序良俗に反する場合 など

(3) 応援メッセージ付き公式ロゴマークデザイン

下記一覧参照

(4) 使用範囲

承認された活動において

- ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど）
- ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など）

※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。

(5) お申込み等

ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。
申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページ
をご確認ください。



＜応援メッセージ付き公式ロゴマークに関する問合せ先＞
（公社）2027年国際園芸博覧会協会 会場運営課 市民参加担当
TEL 045-307-2070 E-mail mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp

応援メッセージ付き公式ロゴマーク一覧



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を応援しています

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について【情報提供】

1 趣旨

省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、主に断熱窓の導入効果などを記載したチラシを作成しましたので、参考資料としてご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。補助金の活用について、ご検討をお願いします。

3 申請期限の延長について

【変更前】 9月30日（月）まで → **【変更後】 10月31日（木）まで**

※ 整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）までとなります。

遅れそうな場合は別途ご相談ください。

※ 契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。申請から交付決定までにお時間をいただいておりますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

| 補助メニュー | 補助率 | 補助上限額 |
|-------------------------|-----|-------|
| LED照明器具 | 2/3 | 60万円 |
| 省エネエアコン | 2/3 | 130万円 |
| 断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池 | 2/3 | 200万円 |



←市WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

よくあるご質問

Q 意思決定の方法は、総会でないといけないのか。

A 会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

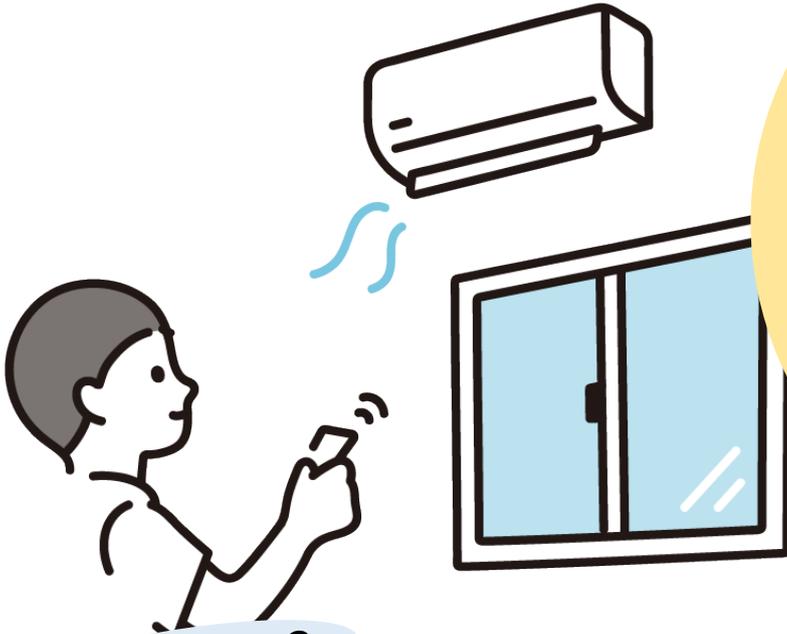
申請期限延長します！

~~9/30~~



10/31(木)

※整備完了報告期限は 12月末まで
 ※2回目の申請も可能です！

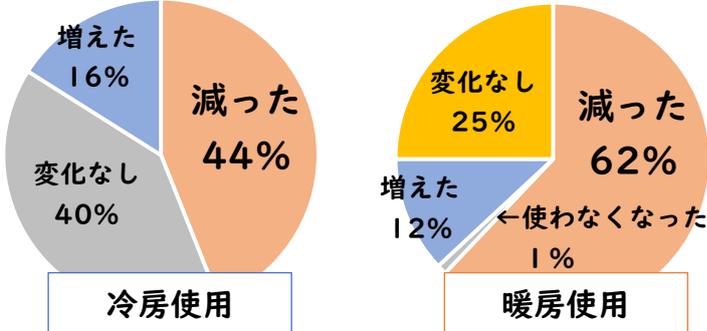


意外と知らない？

断熱窓導入のメリット 断熱窓、設置しませんか？

その1 ~暑さ・寒さが和らぎ、電気代の節約に！~

改修後、「暖房使用頻度が減った」:62% ※



※令和2~3年度省エネ住宅補助制度利用者へのアンケート結果より

断熱窓の導入を決めた自治会町内会の声

会館が大通りに面しているので、遮音性や冷暖房の効率があがると思い、決めました。

窓サッシからのすき間風が気になっていました。空調の効きも悪くて…



古い会館なので、窓の耐用年数も考慮して改修を決めました。

その2 ~様々な面で、会館利用がもっと快適に！~

- 遮音性能の向上 **防音**
- 結露の抑制 **カビ対策**
- アレルギーリスク低減 **花粉症対策**
- 遮光性能の向上 **眩しさ軽減**

~着工までに余裕を持ったスケジュールで申請しましょう~

問合せ・申請窓口 (事務委託先)
 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
 045-451-7740

詳細は「募集案内」をご覧ください→



自治会町内会長 各位

「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の交通安全活動や防犯活動にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

別紙参照（令和6年7月10日 記者発表資料）

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ **検索**

市民局地域防犯支援課
電話：045-671-3705
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

「こども・安全安心マップ」をリリースします！

～こども・交通事故データマップに 新たに防犯情報も追加してリニューアル～

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和5年3月に公開し(別紙参照)、累計150万以上の閲覧がされています(R6.6時点)。通学路の安全を点検する際に、防犯情報も掲載してほしいとの要望を受け、「こども・交通事故データマップ」を強化し、声かけ・不審者情報を加えて見える化する「こども・安全安心マップ」を作成しました。

全市立学校505校をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、子どもの「交通安全対策」と「防犯対策」の両輪で、さまざまな角度から子どもの安全安心を守るための取組を推進していきます。

こども・交通事故データマップ



引用:Google マップ

+

New! 防犯情報



(イメージ図)

引用:Google マップ

=

こども・安全安心マップ



引用:Google マップ

交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ(2019年から2023年までの5年間)から、また、防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルく子ども安全メール(2023年)をもとに作成しています。

▼二次元コードはこちら



公開するマップの特徴

- 小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故概要を確認できます。
- 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- 声かけ・不審者情報は、過去1年間の発生概要を町名単位で確認できます。

横浜市 こども・安全安心マップ

検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします

お問合せ先

(こども・交通事故データマップに関すること)

道路局 道路政策推進課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775

(学校での活用に関すること)

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課長

大峽 誠 TEL 045-671-3239

(防犯情報に関すること)

市民局 地域防犯支援課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

ビッグデータを活用した 交通安全対策プロジェクトのパッケージ化 ～「こども・交通事故データマップ」を公開します～

市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をGoogleマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開します。子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れているGoogleマップをベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」します。

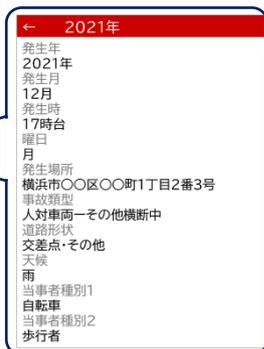
全市立小学校 340 校の、スクールゾーン対策協議会をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、「子どもの交通安全対策」の推進に活かしていきます。

また、横浜市では令和5年度より新事業としてこのマップを活用し、「子どもの通学路交通安全対策事業」を推進していきます。マップの公開は、本事業のスタートとなる取組です。

【掲載イメージ】



アイコンを選択すると、
事故の概要が確認できます



引用:Google マップ

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします。

公開するマップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

【公開先 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo_tsugakuro.html

横浜市 交通安全

検索

▼二次元コードはこちら



お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 TEL 045-671-2294

鶴見区の連合町内会長及び 自治会長・町内会長の皆様

崖地の現地調査について（情報提供）

本市では、神奈川県が平成 25 年度までに指定した土砂災害警戒区域^{※1}（イエローゾーン）に基づき、崖地の現地調査を行い、即時避難指示対象区域（土砂災害警戒情報^{※2}の発表時に「避難指示」を発令する区域）を設定しました。

その後、神奈川県が令和 3 年度までに土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）の区域変更を行ったため、本市で改めて崖地の現地調査を実施し、即時避難指示対象区域に該当するかどうかの確認を行います。

今回の調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。

その際は、必ず調査前にお宅に調査員が伺い、調査のご説明と承諾をとって進めますので、ご承知おきください。

<注釈>

※1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

傾斜度 30 度以上かつ高さ 5 m 以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。

※2 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

1 令和 6 年度 調査場所

鶴見区・旭区・緑区・泉区（4 区合計 約 260 箇所）

※別添資料にて、町名ごとの調査箇所数を記載しております。

2 調査期間及び時間

調査期間：令和 6 年 8 月中旬から令和 7 年 1 月末（予定）

調査時間：平日 9 時から 17 時のうち、数時間を予定しています。（1 箇所あたり）

3 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。



4 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した腕章を着用し、身分証明書を携帯しております。



腕章の例

5 地元への周知について

調査対象箇所にお住まいの方には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

<調査計画（参考）>

| | 令和3年度 (実績) | 令和4年度 (実績) | 令和5年度 (実績) | 令和6年度 (計画) | 令和7年度 (計画) | 合計 |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 箇所 | 377箇所 | 391箇所 | 392箇所 | 260箇所 | 600箇所 | 2,020箇所 |
| 区 | 南・保土ケ谷 磯子 | 港南・金沢 港北・栄 | 西・中 戸塚・瀬谷 | 鶴見・旭 緑・泉 | 神奈川 青葉・都筑 | 18区 |

<土砂災害警戒区域等の位置の確認について（参考）>

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

◆お問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 かけ防災担当

担 当 高橋（正）、高橋（章）、安藤

連 絡 先 045-671-2948

<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>

調査箇所一覽

| 箇所No. | 所在地 |
|-------|---------|
| 1 | 駒岡三丁目 |
| 2 | 駒岡三丁目 |
| 3 | 駒岡三丁目 |
| 4 | 駒岡三丁目 |
| 5 | 駒岡三丁目 |
| 6 | 駒岡三丁目 |
| 7 | 駒岡三丁目 |
| 8 | 上末吉一丁目 |
| 9 | 上末吉一丁目 |
| 10 | 梶山二丁目 |
| 11 | 梶山一丁目 |
| | 三ツ池公園 |
| 12 | 梶山一丁目 |
| | 三ツ池公園 |
| 13 | 下末吉六丁目 |
| 14 | 下末吉六丁目 |
| 15 | 下末吉五丁目 |
| 16 | 三ツ池公園 |
| 17 | 北寺尾三丁目 |
| 18 | 北寺尾三丁目 |
| | 獅子ヶ谷一丁目 |
| 19 | 北寺尾四丁目 |
| 20 | 北寺尾四丁目 |
| 21 | 北寺尾一丁目 |
| 22 | 諏訪坂 |
| 23 | 諏訪坂 |
| 24 | 諏訪坂 |
| 25 | 寺谷二丁目 |
| 26 | 寺谷二丁目 |
| 27 | 東寺尾北台 |
| 28 | 東寺尾中台 |
| 29 | 東寺尾中台 |
| 30 | 東寺尾東台 |

| 箇所No. | 所在地 |
|-------|---------|
| 31 | 鶴見二丁目 |
| 32 | 鶴見一丁目 |
| 33 | 鶴見一丁目 |
| 34 | 鶴見一丁目 |
| 35 | 鶴見一丁目 |
| 36 | 岸谷三丁目 |
| 37 | 東寺尾六丁目 |
| 38 | 東寺尾六丁目 |
| 39 | 東寺尾六丁目 |
| 40 | 東寺尾一丁目 |
| 41 | 馬場一丁目 |
| 42 | 馬場一丁目 |
| 43 | 馬場四丁目 |
| 44 | 馬場四丁目 |
| 45 | 北寺尾五丁目 |
| 46 | 獅子ヶ谷二丁目 |
| 47 | 獅子ヶ谷二丁目 |
| 48 | 獅子ヶ谷二丁目 |
| 49 | 獅子ヶ谷二丁目 |
| 50 | 獅子ヶ谷二丁目 |
| 51 | 獅子ヶ谷三丁目 |
| 52 | 獅子ヶ谷三丁目 |
| 53 | 獅子ヶ谷一丁目 |
| 54 | 駒岡一丁目 |

町名ごとの調査箇所数

| 所在地 | 調査箇所数 |
|---------|-------|
| 駒岡三丁目 | 7 |
| 上末吉一丁目 | 2 |
| 梶山二丁目 | 1 |
| 梶山一丁目 | 2 |
| 三ツ池公園 | 3 |
| 下末吉五丁目 | 1 |
| 下末吉六丁目 | 2 |
| 北寺尾三丁目 | 2 |
| 獅子ヶ谷一丁目 | 2 |
| 北寺尾一丁目 | 1 |
| 北寺尾四丁目 | 2 |
| 諏訪坂 | 3 |
| 寺谷二丁目 | 2 |
| 東寺尾北台 | 1 |
| 東寺尾中台 | 2 |
| 東寺尾東台 | 1 |
| 鶴見一丁目 | 4 |
| 鶴見二丁目 | 1 |
| 岸谷三丁目 | 1 |
| 東寺尾一丁目 | 1 |
| 東寺尾六丁目 | 3 |
| 馬場一丁目 | 2 |
| 馬場四丁目 | 2 |
| 北寺尾五丁目 | 1 |
| 獅子ヶ谷二丁目 | 5 |
| 獅子ヶ谷三丁目 | 2 |
| 駒岡一丁目 | 1 |

※調査箇所は変更となる場合がございます。

指定緊急避難場所一覧(土砂災害時)

「指定緊急避難場所」は、切迫した災害の危険から逃れるための場所で、災害の種類ごと(洪水・土砂災害・地震など)について指定しています。
 災害規模、状況によって開設を判断するため、災害が発生しても、すべての避難場所を開設するとは限りません。
 避難する際は、行政(市・区ホームページ、横浜市防災情報Eメール、広報車両等)からの避難情報を確認しましょう。

| No | 指定緊急避難場所 | 所在地 | 索引 |
|----|----------|-------------|-----|
| 1 | 旭小学校 | 北寺尾 4-25-1 | D-4 |
| 2 | 市場小学校 | 元宮 1-13-1 | - |
| 3 | 入船小学校 | 浜町 1-1-1 | - |
| 4 | 潮田小学校 | 向井町 3-82-1 | - |
| 5 | 上末吉小学校 | 上末吉 5-24-1 | B-5 |
| 6 | 上寺尾小学校 | 馬場 3-21-21 | F-4 |
| 7 | 岸谷小学校 | 岸谷 1-6-1 | H-5 |
| 8 | 駒岡小学校 | 駒岡 3-14-1 | C-4 |
| 9 | 汐入小学校 | 汐入町 2-36 | - |
| 10 | 獅子ヶ谷小学校 | 獅子ヶ谷 1-19-1 | D-3 |
| 11 | 下野谷小学校 | 下野谷町 2-49 | - |
| 12 | 下末吉小学校 | 下末吉 2-25-6 | C-6 |
| 13 | 新鶴見小学校 | 江ヶ崎 2-1 | - |
| 14 | 末吉小学校 | 上末吉 1-9-1 | C-6 |
| 15 | 鶴見小学校 | 鶴見中央 3-19-1 | - |
| 16 | 寺尾小学校 | 東寺尾 5-19-1 | F-4 |
| 17 | 豊岡小学校 | 豊岡町 27-1 | E-6 |
| 18 | 生麦小学校 | 生麦 4-15-1 | G-6 |
| 19 | 馬場小学校 | 馬場 7-20-1 | E-3 |
| 20 | 東台小学校 | 東寺尾東台 12-1 | F-5 |
| 21 | 平安小学校 | 平安町 2-9-1 | - |
| 22 | 矢向小学校 | 矢向 3-8-1 | - |
| 23 | 市場中学校 | 市場下町 1-1 | - |
| 24 | 潮田中学校 | 向井町 4-83 | - |
| 25 | 上の宮中学校 | 上の宮 1-26-33 | E-2 |
| 26 | 寛政中学校 | 寛政町 23-1 | - |
| 27 | 末吉中学校 | 下末吉 6-13-1 | C-5 |
| 28 | 鶴見中学校 | 鶴見中央 3-14-1 | - |
| 29 | 寺尾中学校 | 北寺尾 3-13-1 | D-4 |
| 30 | 生麦中学校 | 岸谷 2-1-1 | H-4 |
| 31 | 矢向中学校 | 矢向 1-8-24 | B-6 |

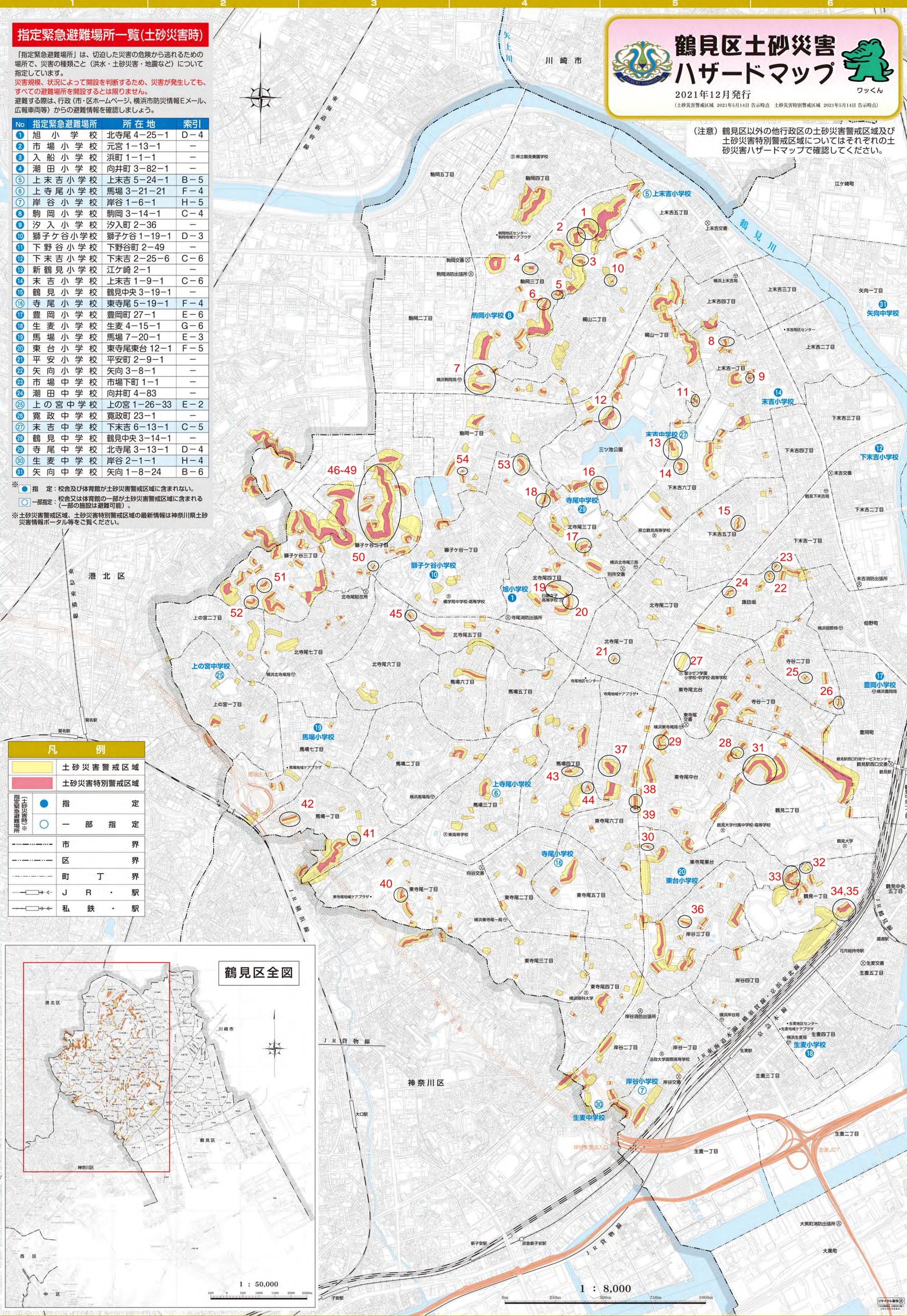
※ 指 定：校舎及び体育館が土砂災害警戒区域に含まれない。
 ※ 一 部 指 定：校舎又は体育館の一部が土砂災害警戒区域に含まれる(一部の施設は避難可能)。
 ※ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の最新情報は神奈川県土砂災害情報ポータル等をご覧ください。



鶴見区土砂災害ハザードマップ

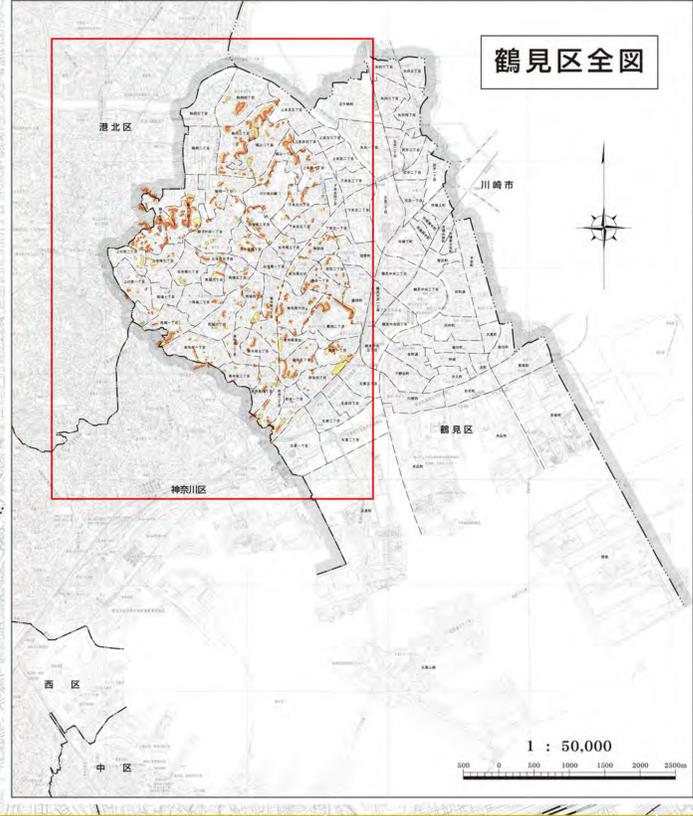
2021年12月発行
(土砂災害警戒区域 2021年5月14日告示時点 土砂災害特別警戒区域 2021年5月14日告示時点)

(注意) 鶴見区以外の他行政区の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についてはそれぞれの土砂災害ハザードマップで確認してください。



凡 例

| | |
|--|------------|
| | 土砂災害警戒区域 |
| | 土砂災害特別警戒区域 |
| ● | 指 定 |
| ○ | 一 部 指 定 |
| | 市 界 |
| | 区 界 |
| | 町 丁 界 |
| | J R 駅 |
| | 私 鉄 駅 |



横浜市におけるシェアサイクル事業について

横浜市では公共交通の機能補完や地域の活性化、脱炭素社会の形成等を目的に、協働事業者と連携して「横浜都心部コミュニティサイクル事業」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施しています。

事業の推進にあたっては、利用者の移動データやニーズ等をもとに道路や歩道、公園、自転車駐車場、地区センター等区民利用施設、商業施設などにサイクルポートを順次設置しており、現在、市内550箇所（鶴見区内48箇所）のサイクルポートで約36,000人の皆様にご利用いただいております（令和6年4月末時点）。

サイクルポートの設置スペースについては随時募集しておりますので、自治会町内会館など候補地があれば、道路局道路政策推進課までお気軽にご相談ください。



<シェアサイクルとは>

レンタルサイクルのように借りた場所に返す必要はなく、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用し、お出かけ先など、借りたポートと異なるところにも返却できる利便性の高い交通システムです。

3.6m×2m程度のスペースから設置ができ、環境に優しい移動手段の1つとして近年全国で導入が進められています。



(参考) シェアサイクルポート標準寸法



自治会町内会館への設置例



公園内への設置例



区民利用施設への設置例 (ふれーゆ)

担当 (問合せ) : 道路局道路政策推進課
伊藤、寺本

TEL 045-671-3644

Mail: do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp

横浜市 広域シェアサイクル事業 社会実験

いつでも、きがるに ‘シェアサイクル’で行こう!

みんなの区域に、
展開開始!

ちょっとそこまで。出先の移動。すぐに乗れて便利な自転車が、あなたの行動範囲を広くします。「シェアサイクル」というサービスは、市内各所にあるポートで電動アシスト自転車を借りて、返却は各サービスごとのポートであればどのポートでもOK! 駅から離れた場所や、車を使わない移動の場合、とっても便利なサービスです。横浜市広域で事業を展開しています。



※事業者が異なる場合、ポート間での貸し借りは出来ません。

登録だって、スイスイいける！

登録はこちらから！ お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードして、ユーザー登録を行なってください。

中部区域





北部・南部区域



借り方・返し方 概略の説明です。詳細な操作、利用方法はそれぞれのウェブサイトをご覧ください。

STEP 1 **アプリをダウンロード**
お手持ちのスマートフォンに、ご利用する区域のアプリをダウンロードします。



STEP 2 **解錠・ご利用**
ポートの自転車をスマートフォンで解錠するとすぐに使えます。※アプリでの予約も可能



STEP 3 **施錠・ご返却**
各サービスごとのすきなポートにご返却。施錠して返却ボタンを押すだけです。



利用料金 クレジットカード等でのお支払いとなります

| 中部区域 baybike (広域) | 北部・南部区域 HELLO CYCLING | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|--|--|-------------|-----------|--|------|--|--|----------|--|--|------|--|--|------------|--|--|---|------|--|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1回利用</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">乗30分:165円/回</td> <td style="width: 33%;">賃165円/30分</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <th colspan="3">月額会員</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">3,300円/月</td> </tr> <tr> <th colspan="3">一日パス</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,650円/1日分</td> </tr> </table> | 1回利用 | | | 乗30分:165円/回 | 賃165円/30分 | | 月額会員 | | | 3,300円/月 | | | 一日パス | | | 1,650円/1日分 | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1回利用</th> </tr> <tr> <td>利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間</td> </tr> </table> | 1回利用 | 利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間 |
| 1回利用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗30分:165円/回 | 賃165円/30分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月額会員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3,300円/月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一日パス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,650円/1日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1回利用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

協働事業者 詳細な内容や、お問い合わせはそれぞれのウェブサイトからご確認ください。

中部区域 **docomo bike share** (株)ドコモ・バイクシェア



北部・南部区域 **HELLO CYCLING** OpenStreet(株)

[連携事業者] シナネンホールディングス(株) 江ノ島電鉄(株) (株)エネファント (株)サンオータス



横浜市では、様々な方が多様に利用することができる
広域シェアサイクル事業の社会実験を始めました。

広域シェアサイクル事業の目的

- 公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やす
- 市内の移動回数の増加により、地域の活性化に貢献
- マイカー移動からの転換により、脱炭素社会の形成を推進
- 交通ルール等の更なる周知啓発
- 公民連携による事業採算性の向上

実施期間

2022年6月10日から2025年3月31日まで

横浜都心部区域(ベイバイク実施エリア)を除く市内を3つの区域(うち7区は重点展開区として先行的に事業展開)に分け、事業を実施しています。



役割分担



ポート設置希望者を募集しています。(土地や施設等を所有されている皆様へ)

横浜市では、新たなポート設置のご協力を広く呼びかけています。
ポート設置にご関心をお持ちの方は、道路政策推進課(045-671-3644)までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先
横浜市道路局道路政策推進部道路政策推進課
TEL: 045-671-3644 FAX: 045-550-4892

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験 検索 横浜市ウェブサイト



令和 6 年 7 月 1 9 日
鶴見区自治連合会定例会
財政局、教育委員会事務局、鶴見区

(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業について(報告)

1 「事業計画(素案)」の公表について

(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業の「基本構想」を令和6年3月に策定し公表しました。引き続き、施設構成、施設規模、想定する配置計画、及び整備手法などを整理し、「事業計画(素案)」にとりまとめ、7月末に公表を予定しています。

< 「事業計画(素案)」の主な内容(予定) >

- 1 事業の目的・背景
- 2 複合施設のコンセプト
- 3 複合化を行う施設の規模、整備費
- 4 複合施設の基本的な考え方
- 5 施設計画案
- 6 整備手法
- 7 建物の配置案
- 8 整備スケジュール(予定)

2 「事業計画(素案)」に対する意見交換会及び意見募集について

「事業計画(素案)」に関する意見交換会を8月下旬頃に行う予定です。意見交換会では、「事業計画(素案)」の内容をご説明し、ご意見を伺います。

また、上記の説明会に加え、広くご意見を伺うため、本市ホームページにおいても意見募集を行います。

いただきましたご意見は、「事業計画」策定の参考とさせていただきます。

詳細については決まり次第、今後、本市ホームページに掲載します。



【二次元コード】

< 意見募集期間 >

募集期間：事業計画(素案)の公表(7月末)～8月下旬頃まで(予定)

回答方法：専用のご意見入力フォームまたは、メールやFAXでお寄せください。

第17回 2024ねん11がっ24にち(日) 雨天決行

トレジャーハンティング in つるみ

受付時間：12:00～12:30 イベント開始：12:30～16:00

開催場所：神奈川県立東部総合職業技術校 (愛称：かなテクカレッジ東部)
横浜市鶴見区寛政町 28-2
JR鶴見線安善町駅より徒歩2分
横浜市営バス27系統「安善駅前」下車徒歩2分

会場協力：神奈川県立東部総合職業技術校 (愛称：かなテクカレッジ東部)



おしごとチャレンジ!



Treasure

参加費無料

ゲームもあるよ!!

職業体験を通して税金の仕組みや大切さについて楽しく学べるイベントです!!

※100チーム募集 (応募多数の場合、抽選になります)

募集期間

2024年9月2日(月)～2024年9月30日(月)まで

参加対象者

鶴見区内在住または区内小学校在籍中の小学生
1チーム小学生と保護者1名以上を含む5名以内の組み合わせで参加してください。
(親子関係でなくても可) (未就学児でも参加関係者であれば可)

応募方法

本紙裏面の注意事項をご確認の上、募集期間内に右記QRコードよりWebサイトへお進みいただき、必要事項をご記入(チェック)の上お申し込みください。

いろいろな仕事を体験して、
コインを集めよう!!
合言葉はトレジャーだ!

お申し込みフォーム
はこちらから



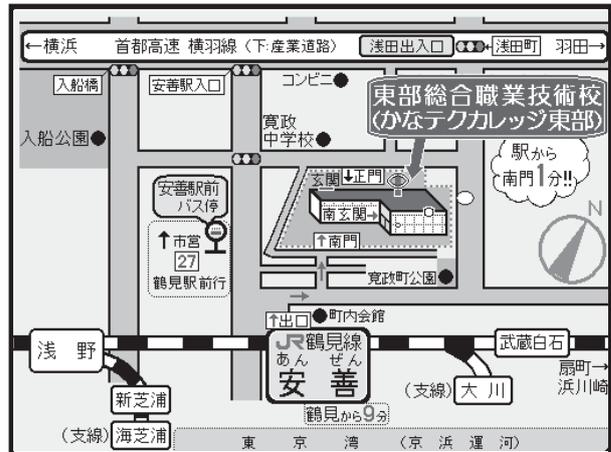
注意事項

- 開催日時：11月24日(日) 12:30より開会式をスタートします。

全てのプログラム終了予定時刻は16:00です。

- 開催場所：神奈川県立東部総合職業技術校
- 受付時間は12:00～12:30になります。
- 募集期間：9月2日(月)～9月30日(月)
- 募集人数：鶴見区内在住または区内小学校在籍中の小学生と保護者1名以上。全員で5名以内の募集です。
- 参加関係者であれば未就学児もご参加可能です。
- 参加する保護者と小学生は親子でなくても構いません。
- 障がいのある方もご参加いただけます。

付添いの方を含め1チーム5名までとなります。



- 参加者全員の住所・氏名・電話番号を事前にフォームに入力いただきますが、「トレジャーハンティング in つるみ おしごとチャレンジ」以外には使用いたしません。
- 会場には来場者様用の駐車スペースはございませんので、電車・バス・タクシーなどの交通機関にてお越しください。
- 本事業に対して、主催者側は最大575万円の傷害保険に加入しています。ただし、事故などによる損害が、保険金額を上回る部分に関しては自己責任とし、主催者側は免責とさせていただきます。
- 事前にお申し込みされていない方の当日参加はできません。(事前申込制)
- 原則として申込書に記載のない方の参加および人員変更はできません。
- 重複の申し込みはできません。
- お申し込み多数の場合は抽選となります。
- 昼食時間がございますのでお食事は済ませてからお越しください。
- ゴミは各自管理し、持ち帰るようお願いいたします。
- 公共交通機関でご来場される場合は、他の乗客のご迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。
- 体調や気分が優れない方は参加をご遠慮ください。
- 体調不良等で、途中棄権の場合は必ず、本部または係の者にご連絡ください。
- 交通ルールを守り、くれぐれも事故のない行動を心がけてください。
- 雨天決行ではありますが、荒天などによりイベントを中止する場合は、当日午前9時までに各チームの責任者に通知が届きます。
- イベント中の喫煙及び飲酒はご遠慮ください。立入禁止区域には、入らないようお願いいたします。
- イベント当日、運営・メディアの撮影・取材・配信を予定しております。その際、参加者が写真・映像等に映り込む可能性がございます。予めご了承ください。

お問い合わせは、鶴見法人会事務局まで



第17回トレジャーハンティング in つるみ おしごとチャレンジ

公益社団法人 鶴見法人会事務局 対応時間：平日10:00～17:00

TEL：045-521-2531 FAX：045-503-2051

E-mail：hojinkai@tsurumi.or.jp ホームページ URL：http://www.tsurumi.or.jp/

お申し込みフォーム





第24回

2024年
10/6
(日)

バリアフリー
日本語字幕つき

上映会

スケジュール

《第1回》

9:30 開場

10:00 上映スタート

12:00 感想シェア会
(自由参加)

《第2回》

13:30 開場

14:00 上映スタート



会場 鶴見中央コミュニティハウス レクリエーションホール
(鶴見駅東口徒歩1分 シークレイン2F)

定員 各回 80名 (先着順)
受付開始8月1日(木)より

自由席 500円 (中学生以上) 当日払い

主催 つるみ子育て・個育ちフォーラム運営委員会

共催 鶴見中央コミュニティハウス

後援 社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会、鶴見区役所

▶ お申し込みはこちら→



▶ お問い合わせ

tsurumi.kosodate.forum@gmail.com

090-6034-6048 / 090-1663-3709



すべての子供に居場所がある学校を作りたい。

大空小学校がめざすのは、「不登校ゼロ」。ここでは、特別支援教育の対象となる子も、自分の気持ちをうまくコントロールできない子も、みんな同じ教室で学びます。ふつうの公立小学校ですが、開校から6年間、児童と教職員だけでなく、保護者や地域の人もいっしょになって、誰もが通い続けることができる学校を作りあげてきました。

すぐに教室を飛び出してしまう子も、つい友達に暴力をふるってしまう子も、みんなで見守ります。あるとき、「あの子が行くなら大空には行きたくない」と噂される子が入学しました。「じゃあ、そんな子はどこへ行くの？ そんな子が安心して来られるのが地域の学校のはず」と木村泰子校長。やがて彼は、この学び舎で居場所を見つけ、春には卒業式を迎えます。いまでは、他の学校へ通えなくなった子が次々と大空小学校に転校してくるようになりました。



学校が変われば、地域が変わる。 そして、社会が変わっていく。

このとりくみは、支援が必要な児童のためだけのものではありません。経験の浅い先生をベテランの先生たちが見守る。子供たちのどんな状態も、それぞれの個性だと捉える。そのことが、周りの子供たちはもちろん、地域にとっても「自分とは違う隣人」が抱える問題を一人ひとり思いやる力を培っています。

映画は、日々生まれかわるように育っていく子供たちの奇跡の瞬間、ともに歩む教職員や保護者たちの苦悩、戸惑い、よろこび……。そのすべてを絶妙な近さから、ありのままに映していきます。そもそも学びとは何でしょう？ そして、あるべき公教育の姿とは？ 大空小学校には、そのヒントが溢れています。みなさんも、映画館で「学校参観」してみませんか。



驚いた！ ここには、ありのままの公立小学校の魅力が、大胆に惜しみもなく躍動している。人間が発達可能体であることを、限界なしに教えてくれる。それにしてもスゴイ記録映画が完成したものである。学校と教育の未来に、希望が湧く映画である。

—— 尾木直樹（尾木ママ） 教育評論家

一緒に学ぶという選択肢を考えられなかった人たちに、こんな方法もあるんだということを知ってほしいと思いました。

—— 20代・女性（大学院生）

平成25年度（第68回）文化庁芸術祭大賞 受賞理由

他の地域では厄介者扱いされていた転校生が、教師と同級生、そして地域が包み込むことで、素直で心優しい子供に成長していく姿は、見ている者の心を熱くする。大空小学校の試みは、上からの教育改革とは一線を画す、現場からの教育改革でもある。

子供たちひとりひとりが能力に応じて大切にされていること、手がかかる子もかからない子もいるけど平等に愛されていること、そういう学校が地域の中で理解されて存在していること、それらのことにとっても感動しました。

—— 細川貂々（漫画家・イラストレーター）

minna-movie.com

『つるみ子育て・個育ちフォーラム』って？

子どもたちの健やかな成長を願って、乳幼児から思春期までの子どもの保護者、子育て支援や青少年健全育成に関わっている区内の地域住民・団体・行政機関が一堂に会し交流し、情報交換します。子どもたちが心豊かに育つ地域づくりを共に考えましょう。

令和6年7月19日

自治会・町内会長 各位

つるみ臨海フェスティバル実行委員会委員長 中村 壽晴

第34回つるみ臨海フェスティバルへの協賛のお願い

拝啓 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、鶴見区発展に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も「つるみ臨海フェスティバル」について、次の通り開催する運びとなりました。

当フェスティバルは、今回で34回目となり、前回は約55,000人の参加者がありました。これもひとえに協賛をいただいている皆様方の御協力・御支援のおかげと心より感謝申し上げます。

今回も、区民誰もが安心して暮らせる温もりのある地域づくりを目指し、地域が丸となって当フェスティバルを盛り上げて参りたいと考えております。

つきましては、趣旨に御賛同いただき、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

連絡先・問合せ先

鶴見区役所地域振興課

つるみ臨海フェスティバル担当 小川、阿部

電話：510-1687

1 つるみ臨海フェスティバル開催内容

- (1) 開催日時：令和6年10月19日（土）9時30分～15時30分 予定
（小雨決行、荒天中止、順延はしません）
※荒天等やむを得ない理由によりフェスティバルが中止される場合、原則として協賛金は返金しないものとします。あらかじめご了承ください。
- (2) 会場：入船公園（鶴見区弁天町3-1）
- (3) 内容：町内会・各種団体・行政等による飲食・物販・展示の模擬店（約60店舗）、地域の学校や活動団体によるステージイベント（ダンス、演奏等）、スポーツ体験コーナー、フリーマーケット他
- (4) 来場者数：約55,000人（見込み）
- (5) 実施体制：
- 主催： つるみ臨海フェスティバル実行委員会
委員長 中村 壽晴（潮田西部地区自治連合会会長）
 - 共催： 鶴見区役所
 - 協賛予定： 鶴見区自治連合会、各企業・団体ほか

2 協賛金のとりまとめ等について

- (1) 協賛金額：1口 5,000円
※下記連合町内会に所属されております自治会・町内会におかれましては、一口10,000円にてご協賛いただきますようお願い致します。
- | |
|---|
| 潮田中央地区連合会・潮田東部地区自治会連合会・潮田西部地区自治連合会 潮見橋地区連合会・小野町地区自治連合会・生麦第一地区連合会 |
|---|
- (2) 取りまとめ方法
- 自治会・町内会長様
連合会ごとに取りまとめますので、別紙の「協賛金申込書」に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長様にお渡しください。
 - 連合町内会長様
9月19日（木）開催の区連会9月定例会の際に、連合ごとに取りまとめた協賛金を、区役所地域振興課に御持参をお願いいたします。

第34回つるみ臨海フェスティバル協賛金申込書

つるみ臨海フェスティバルの趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

申込み日 令和6年 月 日

| ■町会名 | |
|----------------------|---------------------|
| 町会名 | 会長名 |
| ■協賛口数・協賛金額（複数口も可能です） | |
| _____ □ | _____ 円 |
| ■連絡先 | |
| 住所 | 〒 鶴見区 |
| 電話 | — — |
| 担当者名 | |
| ■領収書 | |
| 領収書の希望 | 有 ・ 無 |
| 領収書の宛名 | （上記と異なる場合はご記入ください。） |

《協賛金額》

実行委員会構成自治会町内会※ : ー□ 10,000円

その他自治会町内会 : ー□ 5,000円

※下記連合町内会に所属されております自治会町内会におかれましては、
ー□ 10,000円にてご協賛いただきますようお願い致します。

〔 潮田中央地区連合会・潮田東部地区自治会連合会・潮田西部地区自治連合会
潮見橋地区連合会・小野町地区自治連合会・生麦第一地区連合会 〕

**※自治会・町内会長様は、この協賛金申込書に協賛金を添えて、
連合町内会長様にお渡し願います。**

■お問合せ 鶴見区役所地域振興課

つるみ臨海フェスティバル担当 小川、阿部

TEL: 045-510-1687 FAX: 045-510-1892



つるみ大好き 私のふるさと

第34回

つるみ臨海 フェスティバル



鶴見区のマスコット
「ワックン」

模擬店

地元自治連合会、
企業、団体、行政による
60以上ものブースが
出店!

ステージイベント

地元の学校や団体による演奏、ダンス等のパフォーマンスショーが盛りだくさん!

スポーツ・遊び体験

最新のスポーツや懐かしい昔遊びなど、たくさんの楽しい体験コーナーも!

スタンプラリー

会場内の各ポイントにあるスタンプを集めて、すてきなプレゼントをもらおう!

みんなで踊ろう!! 鶴見ふるさと音頭

鶴見の魅力がギュッと
つまったふるさと音頭!
おとなも子どもも
一緒に踊ろう!

〈時間〉14:25~(予定)



ふれあい移動動物園

ポニー乗馬体験! (人数制限あり)

動物にえさをあげたり、抱いたり、さわったり!!

〈時間〉10:00~12:00

13:00~15:00



豪華賞品が当たるかも!? お楽しみ抽選会

提供:(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
横浜鶴見支部

〈時間〉15:15~(予定)

みんなで創ろう
つるみ臨海部



令和6年

10月19日



9:30~15:30 (小雨決行)

◎荒天時は中止し、順延はしません。

◎小雨の際は、プログラムの一部が変更となる場合があります。



入船公園 鶴見区弁天町3-1

◆JR鶴見線「浅野」駅より徒歩1分

◆「鶴見」駅東口から市営バス15・27系統「入船橋」バス停より徒歩3分

① 駐車場はありません。近隣のご迷惑となりますので、路上駐車はやめてください。徒歩または公共交通機関をご利用ください。皆様のご協力をお願いいたします。

【主催】つるみ臨海フェスティバル実行委員会

【共催】鶴見区役所 【問合せ先】つるみ臨海フェスティバル実行委員会事務局(鶴見区地域振興課内) TEL:045-510-1687 FAX:045-510-1892



横浜市町内会連合会 会長 様

市連会 7 月定例会説明資料
令和 6 年 7 月 12 日
神奈川県共同募金会横浜市支会
(横浜市社会福祉協議会)

社会福祉法人
神奈川県共同募金会横浜市支会
支会長 荒木田 百合

「共同募金各区だより」配布依頼について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の 9 割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申しあげます。また、令和 6 年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1 お問い合わせのこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 広報配布担当者あて送付します。定例会等で周知をお願いします。

2 送付時期 令和 6 年 8 月下旬（「広報よこはま」 9 月号と同時期です）

3 送付方法 配送業者から各自治会・町内会広報配布担当者様あてに直接送付します。

4 配布手数料 配布手数料につきましては、後日、各区連合町内会会議にて、共同募金会各区支会（各区社会福祉協議会）からご説明いたします。

5 「共同募金各区だより」の概要 ※A 4 版（両面）1 枚

（1）内容：令和 5 年度共同募金実績および配分実績
令和 6 年度共同募金運動への協力依頼

6 添付資料 （1）令和 5 年度 共同募金実績について

（2）自治会・町内会長、広報配布担当者様あて送付文書（案）

（3）＜参考資料＞令和 5 年度版「共同募金各区だより」

横浜市社会福祉協議会内

担当 梅木、宮腰

TEL：(201) 8617

FAX：050-3153-7767

akaihane@yokohamashakyo.jp

令和5年度 共同募金実績について

| 支会名 | 募金総額 | | |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和5年度実績 | 令和4年度実績 | 増減額 |
| 鶴見区 | 23,959,179 | 24,055,721 | △ 96,542 |
| 神奈川区 | 28,520,132 | 27,934,172 | 585,960 |
| 西区 | 9,692,422 | 8,975,284 | 717,138 |
| 中区 | 9,740,320 | 9,449,035 | 291,285 |
| 南区 | 17,937,417 | 18,842,092 | △ 904,675 |
| 港南区 | 16,087,723 | 16,661,048 | △ 573,325 |
| 保土ヶ谷区 | 15,204,242 | 15,466,891 | △ 262,649 |
| 旭区 | 18,074,216 | 18,546,274 | △ 472,058 |
| 磯子区 | 17,515,592 | 17,742,689 | △ 227,097 |
| 金沢区 | 22,699,959 | 22,190,065 | 509,894 |
| 港北区 | 42,273,019 | 43,237,626 | △ 964,607 |
| 緑区 | 20,389,677 | 20,895,601 | △ 505,924 |
| 青葉区 | 34,748,386 | 36,302,160 | △ 1,553,774 |
| 都筑区 | 15,448,320 | 16,306,338 | △ 858,018 |
| 戸塚区 | 20,140,398 | 21,863,938 | △ 1,723,540 |
| 栄区 | 11,017,862 | 11,602,406 | △ 584,544 |
| 泉区 | 10,839,819 | 11,284,333 | △ 444,514 |
| 瀬谷区 | 8,521,225 | 8,662,540 | △ 141,315 |
| 横浜市 | 4,322,085 | 5,543,333 | △ 1,221,248 |
| 合 計 | 347,131,993 | 355,561,546 | △ 8,429,553 |

(案)

横共募発第 28 号
令和 6 年 8 月吉日自治会・町内会長 様
広報配布担当者 様社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市支会長
横浜市各区支会長

「共同募金各区だより」の配布について（依頼）

残暑の候 ますますご清勝のこととお喜び申しあげます。

平素より地域福祉の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本年も 10 月 1 日から共同募金運動が始まりますが、例年、募金運動に先立ち、地域の皆様に共同募金をご理解いただき、ご協力を呼びかけることを目的とした「共同募金各区だより」を各ご家庭に配布していただいております。

つきましては、大変ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本年も「共同募金各区だより」の配布にご協力くださいますようお願い申しあげます。本年は新型コロナウイルスの感染リスクも考慮し、可能な範囲でのご協力を賜りますようお願い申しあげます。

なお、戸別募金等に関する協力依頼については、各区支会より改めて自治会町内会様へご連絡をさせていただきますことを予めご了承いただけますようお願い申しあげます。

1. 「共同募金各区だより」の部数の不足については、次のところへご連絡ください。

鶴見、神奈川、西、港北、緑、青葉、都筑区にお住まいの方
北部方面配送センター 電話：045-435-5502

保土ヶ谷区にお住まいの方
保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話：045-341-9876

旭区にお住まいの方
旭区社会福祉協議会 電話：045-392-1123

中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷区にお住まいの方
南部方面配送センター 電話：045-628-3730

2. その他のお問い合わせ先

神奈川県共同募金会横浜市支会 電話：045-201-8617
担当：梅木・宮腰

<裏面で共同募金の実績・用途についてご紹介しています>

共同募金の実績と使途

令和5年度、横浜市内では3億4,713万1,993円の募金をお寄せいただきました。これも地域の皆様をはじめとした多くの方々のご協力によるものと深く感謝申し上げます。

今年度も10月1日～12月31日まで実施されます募金運動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和5年度 共同募金実績額】

横浜市内：3億4,713万1,993円

(神奈川県内全体：9億6,943万6,856円)



【共同募金の使途・令和5年度に横浜市内に配分された額】

(単位：円)

| | |
|--|-------------|
| ① 社会福祉協議会を通じて地域福祉を推進する活動を支えるために ※地域福祉活動団体への助成財源として活用されるほか、社会福祉協議会が行なう地域福祉推進事業、福祉啓発事業等に活用されます。 | 113,336,014 |
| ② 児童・障害児者・高齢者が利用する社会福祉施設をより利用しやすくするために | 54,950,000 |
| ③ 障害者地域作業所・生活ホームを利用する障害児者の活動・生活を支えるために | 2,950,000 |
| ④ 社会福祉団体の活動を支えるために | 26,770,000 |
| ⑤ 在宅福祉を推進する非営利型在宅福祉サービス団体の活動を支えるために | 11,830,000 |
| ⑥ 年末たすけあい募金として、地域福祉を推進する活動を支えるために | 59,810,244 |
| ⑦ 募金運動を実施するための資材費等の経費として (市、区支会経費) | 27,460,000 |

上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、企業等からの指定寄付から、横浜市内の配食・送迎グループ、地域作業所等へ合計 36,145,733 円の配分がありました。

なお、令和5年度実績額と募金額の差額(50,025,735円)については、神奈川県内の様々な福祉活動や被災地の支援活動等に活用されています。

上記の①と⑥に関する各区の募金実績・使途詳細については各区の「共同募金だより」をご覧ください。共同募金についてのさらに詳しい情報は下記ホームページをご覧ください。

中央共同募金会

<http://www.akaihane.or.jp>

神奈川県共同募金会

<http://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>



共同募金PR大使
野毛山動物園の
チンパンジー
「コウタロウ」

地域版

鶴見区だより

共同募金会鶴見区支会
〒230-0051
鶴見区鶴見中央4-37-37
リオベルデ鶴声2階
鶴見区社会福祉協議会内
TEL 504-5619
FAX 504-5616

共同募金2023

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります！

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は **24,055,721円** でした。
皆さまからの温かいご支援に、心より感謝いたします。

赤い羽根募金 **17,512,794円** 年末たすけあい募金 **6,542,927円**



街頭募金
55,906円

駅前等で皆さまに呼びかけた募金です。

学校募金
113,923円

区内の中学校・高等学校に呼びかけた募金です。

戸別募金
23,198,943円

自治会・町内会などを通じて、各家庭にお願いした募金です。

イベント・その他の募金
443,961円

区内の幼稚園・保育園に呼びかけた募金や個人・団体などから寄せられた募金です。

法人・職域募金
242,988円

区内の法人や官公庁の職員の方々に呼びかけた募金です。



赤い羽根募金のつかいみち

県共同募金会の配分計画に基づき、区内を中心に県域で活用されています。

配分総額 **17,512,794円**

◎区内の施設整備(1施設) **1,900,000円**

事業活動用車両の購入のために役立てられました。
(特非)げんき・鶴見区障害者地域活動ホーム もとみや

◎区内の在宅福祉援助団体(4団体) **400,000円**

配食・家事介護等の事業費として配分されました。
ランチへいあん、キッチンてらお
キッチンさくらんぼ
ハートフルキッチンゆうづる



弁当配達の様子(キッチンさくらんぼ)

◎県内の社会福祉施設・団体 **9,541,689円**

◎区・地区社会福祉協議会 **5,671,105円**

年末たすけあい募金のつかいみち

すべて区内の福祉保健活動に活用されています。

配分総額 **6,542,927円**

◎鶴見区ふれあい助成金への配分 **1,000,000円**



ボランティアによる学習支援(無料塾)

◎区社協広報・啓発事業 **5,542,927円**

社会福祉協議会では、共同募金の配分金を次のような事業に活用しています。

区社会福祉協議会(区社協)

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」を活動理念に組織された民間の団体です。

配分金を活用している事業

- ボランティアグループへの活動助成
- 地区社会福祉協議会の支援・活動助成
- ボランティア育成事業
- 障害児者(当事者)団体への支援
- 広報紙「鶴見区社協だより」の発行など

地区社会福祉協議会(地区社協)

概ね連合町内会単位に組織され、身近なところで地域福祉活動を行う団体です。鶴見区には18の地区社協があります。

主な活動

- 高齢者食卓会
- 見守り活動
- 親子の集い
- 福祉保健講座
- 広報紙発行など



小野町地区社協主催研修会の様子

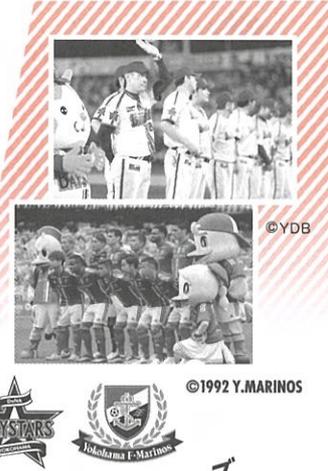
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症法上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いま多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています!

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

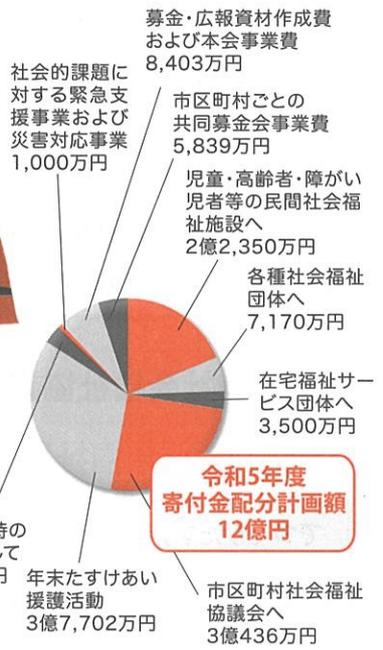
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス感染下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります！

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和5年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



広報紙の配布部数の確認のお願い



… 配布謝金を振り込みます …

日ごろから、横浜市広報行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度上半期の「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の配布謝金を10月末までに、指定口座へ振り込みます。

金額は配布部数をもとに算出します。別紙に記載されている配布部数のご確認をお願いします。

問 鶴見区役所広報相談係

☎ 510-1680 fax 510-1891

配布実績と差異がある場合は

8月9日(金) までに

広報相談係までご連絡ください。

差異がない場合は**連絡不要**です。



広報よこはま

県のたより

議会だより (5月・7月)

Step1 確認



別紙に記載されている配布部数と謝金金額を確認

Step2 連絡

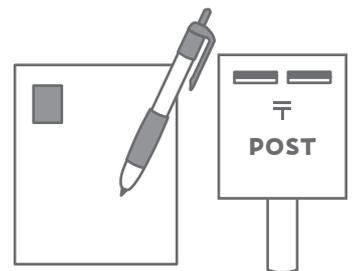


配布実績と差異があった場合、広報相談係に連絡

後日ハガキが送られてくる



Step3 返送



配布実績をハガキに記入して広報相談係まで返送

期日までにご連絡がない場合は、別紙に記載されている金額を振り込みます

※配布謝金は、区役所地域振興課へご提出いただいている「口座振替依頼書」の口座に振り込みます。「口座振替依頼書」が未提出の場合は、振り込みが遅くなる可能性があります。期限までにお手続きをお願いします

※配布謝金は広報紙の種類ごとに3回に金額を分けて同日に振り込みます

別紙

△△△自治会・町内会 広報紙配布部数と配布謝金

| 対象月 広報紙 配布部数 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上半期 配布部数 計 (A) | 1部あたりの 配布謝金単 価 (B) | 上半期 配布謝金 小計 (A)×(B) |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|-------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| | 2紙 | 3紙 | 2紙 | 2紙 | 3紙 | 2紙 | | | |
| 広報よこはま | ×××部 | ×××部 | ×××部 | ×××部 | ×××部 | ×××部 | △,△△△部 | 9円 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| 県のたより | | | ×××部 | ×××部 | | | | 8円 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| 議会だより | | | | | | | | △,△△△部 | 4円 |
| 上半期配布謝金 合計 | | | | | | | | | 〇〇〇,〇〇〇円 |

敬老パスの一斉更新について

令和6年敬老パス（令和6年10月1日～令和7年9月30日）について、7月から10月にかけて一斉更新が始まります。今年度は敬老パスがIC化して2年目の更新となります。

つきましては、各自治会町内会におかれましては、一斉更新のスケジュールや注意事項について、地域の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1 一斉更新のスケジュール

| | | | | |
|------|--|----------------------------------|---|-----------------------------|
| 対象の方 | 令和6年2月時点で、有効な敬老パスを所持しており、令和5年敬老パスの納付書裏面にて令和6年敬老パスの利用を希望した方 | | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月以降に、敬老パスの申請を行い、敬老パスを所持している方（裏面申請なし） ・令和5年10月以降の転入および70歳に到達した方で、敬老パスの交付を受けていない方 など | |
| 6月 | | | 26日（水） | 健康福祉局から申請書を発送 |
| 7月 | | | 12日（金） | 申請書の提出期限 |
| 8月 | 中旬～下旬 | 令和6年度分の負担金納付書を 順次発送 | 上旬～中旬 | 負担金納付書を発送 |
| | | | 26日（月） | 負担金の納付期限 ⇒納付確認後、ICカードを発送 |
| 9月 | 9日（月） | 負担金の納付期限 ⇒納付確認後、有効期限の延長処理 | | |
| 10月 | 1日（火） | 令和6年敬老パスの利用開始（※納付期限内にお支払いいただいた方） | | |

2 注意事項

(1) お持ちの敬老パスICカードは、捨てないでください。

(2) 毎年新しいカードが届くのではなく、同じカードを継続して使用しますので、大切にご利用ください。

(3) 延長される有効期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までです。

(4) お問い合わせ先

敬老パス コールセンター TEL：0120-206-160

受付時間：8時から19時まで（土日・祝日も受け付けています）

捨てないでください



（担当）鶴見区高齢・障害支援課
 田辺、清水
 TEL 045-510-1768

令和 6 年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和 6 年度の取組

これまで横浜市では、令和4年度に鶴見区と港北区の一部地域でモデル事業を実施、昨年度は、更に3区を含む先行5区で、風水害を想定した個別避難計画の作成を進めてきました。

令和6年度は、18区に拡充し、引き続き風水害を想定して個別避難計画の作成を進めてまいります。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報等の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、

- ・ 独居等で支援者がいない方
 - ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
- 等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

<参考> 同意確認書発送対象者

| | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|---------|---------|
| 鶴見区 | 2009 | 413 |

6年度分は新たに対象者になった方です。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

裏面に続く

<個別避難計画作成の流れ>

横浜市健康福祉局 = 局 福祉専門職 = 専

| 事業フロー | 役割分担 | 内容 |
|--------------------|--------|--|
| 1 対象者抽出 | 局 | ア 鶴見区災害時要援護者名簿掲載 イ 洪水浸水想定区域等在住 ウ 要介護3~5・身障手帳1級 |
| 2 対象者への同意確認 | 局 | 1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画の作成」「自主防災組織等への情報提供」について同意を取る |
| 3 福祉専門職による計画の作成 | 局 専 | 計画作成(早期着手)の優先順位を決定 優先順位の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、横浜市に提出 |
| 4 計画の確認 | 局 | 3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼 |

3 ご協力をお願いしたいこと

(1) 問合せ先のご案内(上記<個別避難計画作成の流れ 2 >)

対象者への「同意確認書」の送付は8月以降を予定しています。
「同意確認書」に関するご相談があった場合は、「同意確認書」に記載されている問合せ先 または健康福祉局福祉保健課ご案内いただきますようお願いいたします。

(2) 災害時要援護者支援の取組推進

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

【担当】 横浜市健康福祉局福祉保健課
電話：045-671-4056
Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

鶴見区自治連合会定例会
令和6年7月19日(金)
鶴見区福祉保健課事業企画担当

第5期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと） 策定に係る区民アンケート調査の実施について

第4期鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）の振り返りと第5期計画策定の検討材料として活用するため、地域での福祉保健活動について区民アンケート調査を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

- 調査時期
令和6年8月上旬から9月中旬（予定）
- 調査対象
鶴見区内に在住する満18歳以上の区民2,000人(外国籍区民を含む無作為抽出)
- 調査方法
調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収
- 調査項目
約36項目
 - ・近隣との関わり
 - ・地域活動への参加状況
 - ・地域で必要と考える支援 等
- 今後のスケジュール
区民アンケート調査を踏まえ、区内福祉関係団体の代表者等からなる鶴見・あいねっと第5期計画策定検討プロジェクトを今秋頃から随時開催し、主に区全体計画の内容について検討を進めていきます。検討状況について、今後随時報告いたします。

■第5期区地域福祉保健計画（区全体及び地区別） 策定スケジュール（案）

| | 6年度 | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|----|----|----|-----------------|---|---|
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 鶴見・あいねっと推進委員会 | ① 区民アンケート実施及び策定スケジュールの確認 | | | | | | ② プロジェクト検討内容の確認 | | |
| 区民アンケート調査 | 調査実施・結果集計 | | | | | | | | |
| 鶴見・あいねっと 第5期計画策定検討プロジェクト | アンケート結果などを踏まえ、 基本理念・柱・土台等を策定検討 プロジェクトにおいて検討 | | | | | | | | |

担当：鶴見区福祉保健課事業企画担当 高菱・宇佐美・岩本

TEL：510-1826

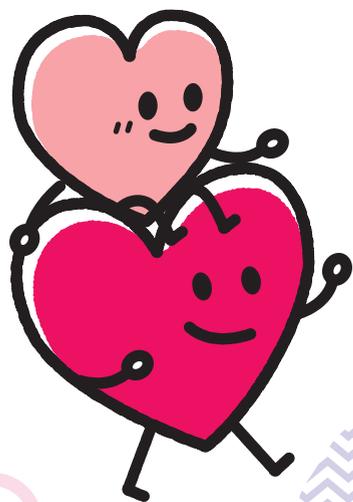
鶴見区社会福祉協議会 川崎・上屋敷・河野

TEL：504-5619

《参考》
区民アンケート送付封筒

レッツ
オープン
Let's OPEN!

このまちの福祉について区民の方の意見を伺うアンケートです



あなたの声を
教えてね

みんなの意見
たくさん
聞きたいな



回
答

期限: 9月11日(水)まで
かかる時間の目安: 10分

オンラインで簡単回答
こちらから



長田 英史(おさだ てるちか) NPO法人れんげ舎 代表理事

1972年、茅ヶ崎市生まれ。1993年、和光大学経済学部経営学科卒業。在学中より「子どもの居場所づくり」の教育運動に参加し、卒業後は就職せず、団体を設立しそれを仕事にしたパイオニア的存在。30年以上の実践経験を活かし、「場づくり」の専門家として、全国各地で研修・コンサルティング・講演活動を行う。著書『場づくりの教科書』(芸術新聞社)は、Amazon「NPO・NGO部門」で1位を獲得。Voicyパーソナリティ。



見学先の紹介

※ 活動現場見学ウィーク(10/13~10/25) 中に見学日を設定しています

つるみまっぷ

子育て中のママ達が作る《つるみの子どもと遊べる場所》を掲載した情報マップ発行。英語版、中国語版もあります。



地図以外にも地域とママをつなぐ活動をしています

いまい まちこ 今井 幸子さん

子どもと大人の自分らしく生きる。を応援しています♪



EMISORA

らしくRuプロジェクト主催。川崎区を中心に活動。親子イベントを開催し地域で活躍できる仲間を増やしています。

あいざわ いくみ 相澤 郁美さん

学んでご飯

寺尾第二地区社会福祉協議会が運営している、子どもたちが一緒に学び、ご飯を食べることのできる交流の場です。



地域の子どもたちを地域で見守り地域で育てます♪

(左から) なかにし のぶ 中西 忍さん
みながわ みほ 皆川 慈保さん

「食でつながる多文化共生つるみ」が合言葉



多文化共生つるみの会

横浜市内で2番目に外国人の多い鶴見で、海外ルーツの方の国や地域の文化を学びます。

いのうえ れいこ 井上 禮子さん

みどりなくらし

南武線武蔵新城駅にある拠点「NAYA」では子ども向けの様々なイベントを開催しています。



～身の丈で半歩先へ～をモットーに精力的に活動中♪

(左から) ほんごう ひろこ 本江 弘子さん
ほり なつこ 堀 由夏さん

受講生募集中

30代、40代、50代からの

「私」を活かす場づくり

私の一歩が、このまちの一歩になる。



- 場づくりのコツが学べる
- 実際の活動現場を訪問して学べる
- 活動をスタートするイメージがわく
- 活動を続けるためのつながりができる

日時 8/31、9/14、9/28*、10/12、10/26、11/9(全6回) 10時~12時30分

※9/28(公開講座)は13時~16時30分

会場 鶴見区役所(6階会議室)

対象 鶴見区内で場づくりなどの地域活動を始めたい方

定員 20人(抽選)※全回受講できる方、初めての方優先

費用 無料 ※交通費等実費は各自ご負担いただきます

主催 鶴見区役所、NPO法人れんげ舎

問合せ 鶴見区役所地域力推進担当 ☎ 045-510-1678

保育あります!

📅 6カ月~6歳

👥 6人(抽選)

🆓 無料

📄 要申込

申込みはこちら

8月10日(土) までに専用フォームから



鶴見・まちづくりゼミナールとは

鶴見を学び、いつまでも住み続けたいまち・鶴見をつくるための体験型講座で、今年のテーマは、「私」を活かす場づくりです。経験豊富なコーディネーターやすでに地域で活躍している先輩たちが講師となって、まちづくりのノウハウや仲間づくりのコツを講義やグループワーク、見学会などで一緒に考え・楽しく・しっかり・学びます。

場づくりを始めよう！
あなたの求める場とは？

第1講

8/31(土)

10:00 ~ 12:30

初回は受講生のみなさん、講師、スタッフの顔合わせです。どんな内容の講座なのか、どんな順番で取り組むのかをお伝えします。場づくりの基本も学びます。

場づくりの3ステップ
ゼロから継続的な場をつくるまで

第2講

9/14(土)

10:00 ~ 12:30

たった一人、ゼロからスタートして、継続的な活動の場をつくるまでをステップに分けて学びます。きっとこれならやれそう！と思えるはずです。

公開講座

鶴見ファンミーティング
つながる鶴見 次の100年へ

第3講

9/28(土)

13:00 ~ 16:30

新たな仲間との出会いを通じて一緒に鶴見区の未来を語り合いませんか。

登壇者

これつる〜日日はつるみ〜
編集部 編集長

はまだ たかや
浜田 貴也 氏

鶴見を盛り上げたいー
その思いを胸に地域
ポータルサイトを開設

仲間と場をつくるには？
組織運営の基本と会議の進め方

第4講

10/12(土)

10:00 ~ 12:30

はじめは一人でも、仲間が出来る活動が充実します。組織運営の基本と会議を通して、仲間とともに場をつくる方法を学びます。

あなたの「場づくりプラン」を
考えよう！

第5講

10/26(土)

10:00 ~ 12:30

いよいよ一人ひとりの「場づくりプラン」を作成します。講座参加前にはイメージが曖昧だった人でも、きっとあなたらしいプランをつくれますよ。

場づくりプラン発表会
& 修了式

第6講

11/9(土)

10:00 ~ 12:30

一人ひとりが仕上げた「場づくりプラン」を話し合い、講師からアドバイスを受けられます。着実な実現プロセスに入れるよう、大事なことを整理します。



GOAL!

スキルアップ ゼミ

12/14(土)

10:00 ~ 12:30

これまでの鶴見・まちづくりゼミナール修了生が集まります。助言やエールを交換し合い、更なるステップアップをめざしましょう。

保育自あります

区役所1階キッズランドで経験豊富な保育ボランティアさんがお子さんをお預かりします。安心してご応募ください。

対象

6カ月～6歳の未就学児

定員

6人(抽選)

費用

無料

申込方法

子どもの年齢
(○歳○か月)、
人数を入力して申込み



活動現場見学ウィーク※

ICT活用補助事業について

今年度も、ICTを活用した自治会町内会の課題解決や地域活動の促進を支援するため、ICT活用補助事業を実施します。

ICT導入や活用に係る経費を9割補助します。

1 補助対象となる取組・経費

活動の活性化、負担軽減等を目指し、より効率的・効果的に事務を行うために必要な手法としてのICTを導入、活用するための経費。

| 費目 | 内容 |
|-------------|--|
| 機器導入 | PC、タブレット等とその付属品 通信に必要な機材（Wi-Fiルーター、ケーブル、WEBカメラ、ヘッドセット、マイク等） |
| インターネット接続工事 | インターネット回線敷設に伴う初期工事費用 |
| ソフトウェア | オンラインコミュニケーション等に必要なソフトウェアの購入費用 |
| セキュリティ対策 | セキュリティ対策ソフト（初回のみ。継続使用経費は除く）セキュリティワイヤー等 |
| WEBサイト関連経費 | 新規構築 既存サイトの改修に係る経費 |
| アドバイザー・講師派遣 | ICTに関するアドバイザーや講師派遣に係る経費 |

2 補助率、補助限度額

- ・補助率：9割
 - ・補助限度額：1団体あたり10万円
- ※本補助金で対象とした経費については、地域活動推進費等、他の補助金において補助対象とすることはできません。

3 対象団体

自治会町内会または地区連合町内会

※既にICT活用補助事業を交付した実績のある自治会町内会等は対象外とします。

※本年度は5団体程度を対象とします。

4 申請方法

まずは、下記担当まで補助金申請希望の旨をご連絡ください。

申請書様式や事務の手引き等の資料をご提供いたします。

※申込多数の場合は原則先着順としますが、過去の利用実績及び、一部の地域に偏りが出ないように各連合の申し込み状況を踏まえ、対象者を選定します。

※過去に実施してございました相談会及び出張講座は、今年度はICT活用に限らない内容で実施いたします。詳細については追ってご案内いたします。

担当：鶴見区自治連合会事務局（鶴見区役所地域振興課内）
小川、平山
横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
メール：tr-chikatsu@city.yokohama.jp
電話：510-1687 FAX：510-1892

令和6年 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 9月21日(土)～9月30日(月)の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(月)

スローガン

拳げる手を やさしく見守る 横断歩道

重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

| | 全事故件数 | | 死者数 | | 子供の事故 | | 高齢者の事故 | | 自転車事故 | | 二輪車事故 | |
|-------|-------|------|-----|----|-------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 前年比 | | 前年比 | | 件数 | 前年比 | 件数 | 前年比 | 件数 | 前年比 | 件数 | 前年比 |
| 鶴見区 | 626 | -43 | 4 | 0 | 56 | 10 | 202 | 1 | 215 | -8 | 185 | -21 |
| 神奈川区 | 329 | -34 | 2 | -1 | 22 | 11 | 112 | -18 | 73 | -2 | 102 | -12 |
| 西区 | 261 | 6 | 2 | -1 | 8 | 0 | 101 | 23 | 43 | -11 | 68 | -5 |
| 中区 | 475 | 91 | 4 | 3 | 26 | 8 | 169 | 22 | 99 | 8 | 123 | 18 |
| 南区 | 391 | 63 | 1 | -1 | 20 | 4 | 146 | 31 | 84 | 3 | 149 | 20 |
| 港南区 | 499 | 22 | 2 | 0 | 40 | -7 | 178 | 10 | 105 | 3 | 144 | -9 |
| 保土ヶ谷区 | 345 | -109 | 4 | 4 | 22 | -3 | 118 | -15 | 52 | -25 | 141 | -53 |
| 旭区 | 482 | -46 | 1 | -1 | 32 | 7 | 170 | -15 | 85 | -6 | 175 | -18 |
| 磯子区 | 290 | -21 | 6 | 5 | 24 | -6 | 92 | -9 | 57 | -15 | 90 | -17 |
| 金沢区 | 537 | 31 | 4 | 2 | 47 | 16 | 185 | 12 | 167 | 13 | 181 | 18 |
| 港北区 | 657 | 145 | 0 | -2 | 50 | 25 | 188 | 47 | 174 | 37 | 199 | 47 |
| 緑区 | 446 | 75 | 2 | -3 | 38 | 10 | 143 | 24 | 117 | 43 | 138 | 34 |
| 青葉区 | 600 | 57 | 0 | -1 | 42 | 0 | 201 | 15 | 120 | 10 | 161 | 11 |
| 都筑区 | 421 | -17 | 2 | -2 | 36 | -5 | 134 | 2 | 117 | 17 | 88 | -30 |
| 戸塚区 | 540 | 26 | 2 | -2 | 25 | -9 | 172 | 27 | 70 | -18 | 193 | 4 |
| 栄区 | 171 | -22 | 0 | 0 | 11 | 1 | 61 | -14 | 28 | -7 | 55 | -8 |
| 泉区 | 326 | 54 | 0 | 0 | 22 | -1 | 110 | 4 | 68 | 3 | 110 | 23 |
| 瀬谷区 | 307 | -67 | 4 | 2 | 20 | -5 | 90 | -46 | 86 | -19 | 100 | -17 |
| 横浜市内 | 7,703 | 211 | 40 | 2 | 541 | 56 | 2,572 | 101 | 1,760 | 26 | 2,402 | -15 |

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等では子どもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょ。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょ。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話 045 (671) 2323

鶴見

消防団だより

Vol.12
令和6年7月号

第二分団・第三分団・第四分団・第五分団・第六分団・第七分団・第八分団・第九分団

特

◆ ◆ ◆ 令和6年度〈新体制〉鶴見消防団 団本部・分団長紹介 ◆ ◆ ◆

集

約500名の団員を引っ張る消防団幹部陣。
今年度新体制となった鶴見消防団のリーダーをご紹介します！



鶴見消防団 本部

団長



香取 正彦
(自営業【米店】)

<消防団長挨拶>

日頃より鶴見区の皆様には、消防団への御理解・御協力いただき感謝申し上げます。鶴見消防団では現在、消防団員を募集しております。鶴見の安全・安心を守るため、共に活動していきましょう。皆様の御入団をお待ちしております。

副団長



古川 真澄
(自営業【管工事】)



清水 邦夫
(自営業【内装業】)



星野 敏彦
(自営業【板金工事】)

本部部長



池田 美紀子
(会社員【保険業】)



瀧澤 貢伸
(自営業【ストア】)



瀧川 政美
(自営業【生花業】)



吉田 龍郎
(自営業【産廃業】)

鶴見消防団 分団長

第二分団



有賀 孝一
(自営業【電気工事】)

第三分団



横山 拓司
(会社員)

第四分団



畠山 直士
(会社員)

第五分団



海井 健二
(自営業【内装業】)

第六分団



安西 巧
(会社員)

第七分団



星野 英雄
(自営業【板金工事】)

第八分団



片桐 健一
(自営業【酒店】)

第九分団



坂西 宏美
(介護職)

消防団員募集中!

「私たち、普段は鶴見区民です。」

お問い合わせ先
鶴見消防署 消防団係 045-503-0119

消防団は地域の防災リーダーとして家族、区民の安全・安心を守ります。現在約500名の団員が活躍、性別・年齢・職業に関わらず同じ思いの仲間がいる!活動に応じて年額報酬・活動報酬の支給があります。詳しくはホームページで。



鶴見消防団PRムービー



鶴見消防団ホームページ



横浜市消防団ホームページ





消防車で
街を
走れる！

消防艇で
横浜港を
航行！！



ヘリを
間近で
見学！？

※ヘリコプターに搭乗して
飛行することはできません。

ふるさと納税で “陸・海・空”の消防体験！



STEP1

WEBページ内
申込フォームで
体験日時を予約



STEP2

各ポータルサイトで
1人2万5千円以上の寄附

※当体験は、返礼品ではないので、横浜市内の方もご利用いただけます。

【詳細は以下のH.Pをご覧ください】

検索サイトで「横浜消防 ふるさと納税体験」で検索

【お問合せ】

横浜市消防局企画課 ☎ 045-334-6728

「陸・海・空の消防」を身近に体験！

横浜市に一定金額を寄附（寄附の使い道を「8.横浜消防を応援したい！（消防力の向上）」を選択していただいた方）し、希望される方は、以下のメニューの中から好きなものを一つ選び、体験することができます。

1 体験内容

| | 陸の消防体験 | 海の消防体験 | 空の消防体験 |
|---------|--|--|---|
| 体験内容 | ・消防車に乗車して街を走行 ・防火衣を着て放水体験 ・はしご車の先端に搭乗して地上 30m から街を一望 など | ・救助隊員が海に潜る訓練を間近で見学 ・横浜に一台しかない水難救助車の展示・車内見学 ・消防艇に乗船して横浜港を航行 など | ・特殊な訓練施設で行う訓練の見学 ・飛行しているヘリからの救助訓練を間近で見学 ・ヘリコプターの内部説明、見学 など |
| 体験日（予定） | 8月、11月、12月、2月、3月（各月2回程度） | 7月、8月（各月2回程度） 10月（6回程度） | 2月（1回程度） 3月（3回程度） |

※詳しい日程は、「横浜消防 ふるさと納税体験」で検索、もしくは、消防局企画課までお電話ください。

※空の消防体験では、地上に止まっているヘリコプターへの搭乗となります。（搭乗しての飛行はできません）

2 対象者

横浜市にふるさと納税として寄附していただき、体験を希望される方（先着順）

※ 横浜市内在住の方も対象となります。

※ 陸・海の消防体験は6歳以上の方が対象となります。（空の消防体験に年齢制限はございません。）

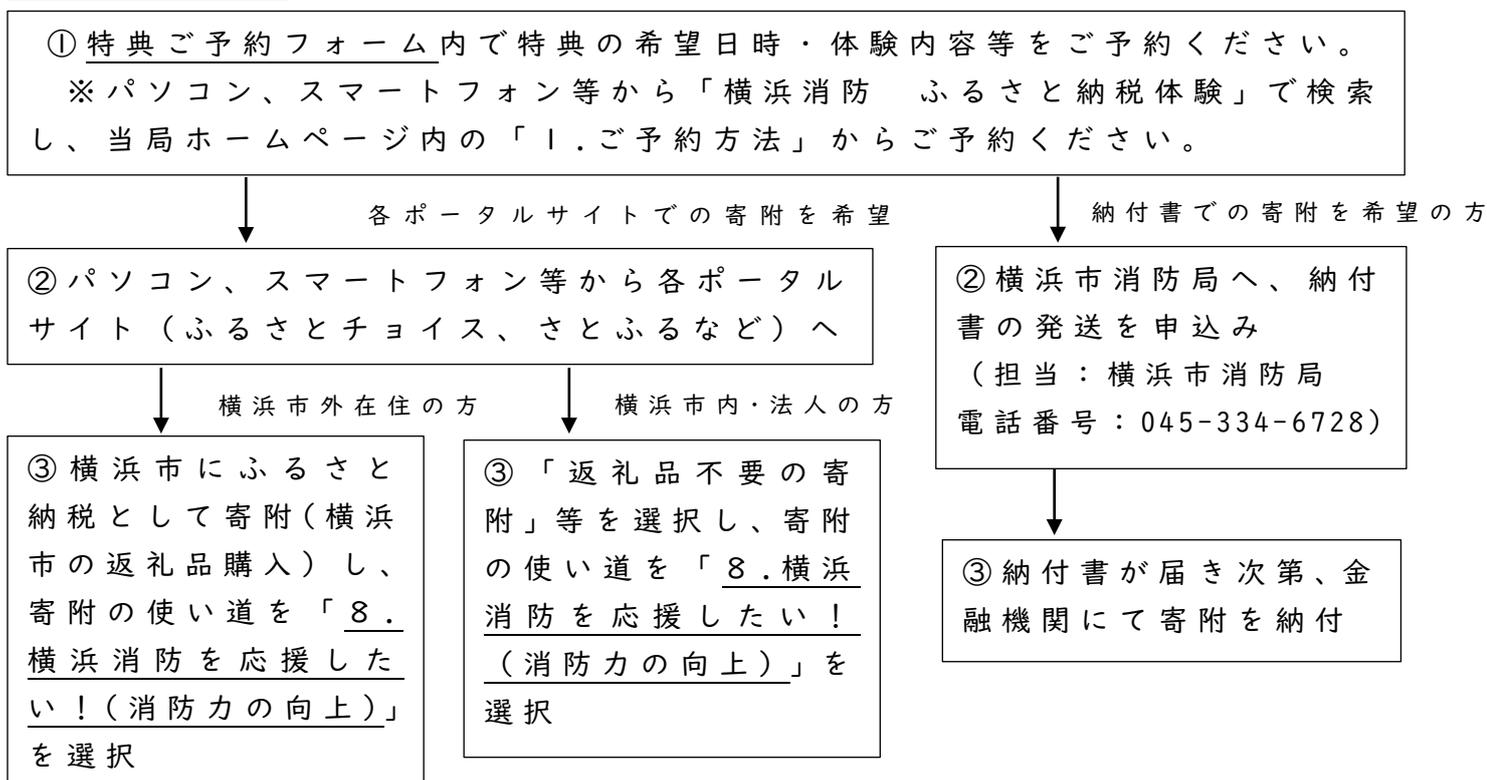
【特典の参加可能人数】

2万5千円以上の寄附で1名体験可能

（例）家族3人で体験を希望→7万5千円以上の寄附が必要

（全額「8.横浜消防を応援したい」に寄附が必要です。）

3 ご予約方法



※7月・8月実施日のご予約をご希望の方は、予約方法が異なりますので、詳細は当局ホームページをご覧ください。消防局担当者までお気軽にご連絡ください。

連絡先（消防局企画課 TEL 045-334-6728）



鶴見消防署 インフォメーション



夏の体調管理について

いよいよ夏本番です。梅雨明け後は気温が急上昇し、体調を崩しやすい時期でもあります。
 熱中症防止を含めた体調管理のためにエアコンの使用と適度な休憩、不要不急の外出を控えましょう。
 また、掛かりつけの医療機関の夏季休診日等を把握しておき、体調不良時は我慢をせずに、早目に受診をしましょう。

◆ 鶴見区内の火災・救急概況

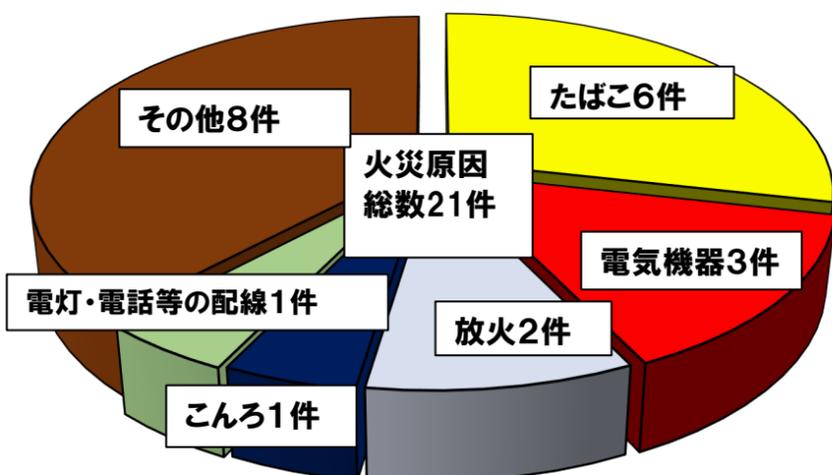
| 年別 | | R6年 | R5年 | 増△減 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|
| 区分 | | | | |
| | 火災件数 | 21 | 31 | △ 10 |
| 火災種別 | 建物 | 13 | 15 | △ 2 |
| | 林野 | | | |
| | 車両 | 3 | 6 | △ 3 |
| | 船舶 | | | |
| | その他 | 5 | 10 | △ 5 |
| 損害程度 | 焼損面積 (㎡) | 68 | 598 | △ 530 |
| | 死者 | | | |
| | 負傷者 | 3 | 7 | △ 4 |
| 主な火災原因 | たばこ | 6 | 7 | △ 1 |
| | 電気機器 | 3 | 2 | 1 |
| | 放火(疑い含む) | 2 | 2 | 0 |
| | こんろ | 1 | 4 | △ 3 |
| | 電灯・電話等の配線 | 1 | 0 | 1 |
| | その他 | 8 | 16 | △ 8 |
| | 救急件数 | 8,958 | 8,958 | 0 |
| 救急種別 | 急病 | 6,439 | 6,350 | 89 |
| | 交通事故 | 410 | 373 | 37 |
| | 一般負傷 | 1,481 | 1,491 | △ 10 |
| | その他 | 628 | 744 | △ 116 |

◆ 横浜市内の火災・救急概況

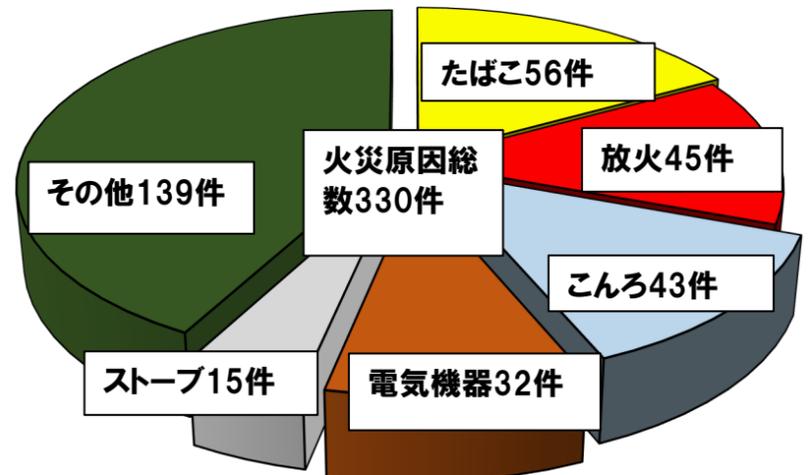
| 年別 | | R6年 | R5年 | 増△減 |
|--------|----------|---------|---------|-------|
| 区分 | | | | |
| | 火災件数 | 330 | 377 | △ 47 |
| 火災種別 | 建物 | 235 | 214 | 21 |
| | 林野 | | | |
| | 車両 | 30 | 42 | △ 12 |
| | 船舶 | | | |
| | その他 | 65 | 121 | △ 56 |
| 損害程度 | 焼損面積 (㎡) | 3,852 | 4,013 | △ 161 |
| | 死者 | 17 | 7 | 10 |
| | 負傷者 | 64 | 58 | 6 |
| 主な火災原因 | たばこ | 56 | 61 | △ 5 |
| | 放火(疑い含む) | 45 | 70 | △ 25 |
| | こんろ | 43 | 43 | 0 |
| | 電気機器 | 32 | 30 | 2 |
| | ストーブ | 15 | 11 | 4 |
| | その他 | 139 | 162 | △ 23 |
| | 救急件数 | 123,273 | 116,999 | 6,274 |
| 救急種別 | 急病 | 86,958 | 82,488 | 4,470 |
| | 交通事故 | 4,423 | 4,223 | 200 |
| | 一般負傷 | 22,493 | 21,189 | 1,304 |
| | その他 | 9,399 | 9,099 | 300 |

(令和6年1月1日～6月31日速報値 去年同期比較)

区内



市内



リチウムイオン電池の火災に注意しましょう！

スマートフォン、モバイルバッテリー、電動アシスト付き自転車等の電源は、繰り返し充電をして使用できるリチウムイオン電池が使われており、小型軽量でも大容量でハイパワーな電源です。しかし、非正規品の使用や取り扱いを誤ると火災が発生する恐れがあるので御注意ください。

スマートフォン



モバイルバッテリー



電動アシスト自転車



電子タバコ



ノートパソコンの
背面のバッテリー



① 衝撃を与えない！

スマートフォンを落下させたり、ズボンの後ろポケットに入れたまま勢いよく座ったことにより、バッテリー内部に強い衝撃が伝わり、異常な発熱により出火の恐れがあります。

② 充電は、目が届く範囲で！

充電中の火災が多く発生しています。

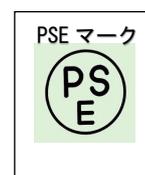
過充電防止機能が何らかの不具合により作動せず、異常な発熱から火災が発生する場合がありますため、充電は自分から見える範囲で行いましょう。万が一の出火の際に迅速な対応がとれます。また、布団などの間に挟まれた状態では熱がこもり、火災が発生する恐れがあります。

③ リコール対象製品や非正規品に注意！

リコール対象製品であることが分かった場合は、不具合が発生しなくても使用を中止します。

インターネット等で購入した非正規品は、リコール情報が発信されない場合があるので、購入時は技術基準の適合表示（PSEマーク）を確認しましょう。

※消費者庁のリコール情報サイトはこちら
から確認が出来ます。



④ 一般ごみと一緒に捨てない！

ゴミ収集車に、一般ごみと混在したリチウムイオン電池が圧縮され、押しつぶされてゴミ収集車が火災になる事例が多く発生しています。

ゴミ収集車の破損はもちろん、近隣への延焼、作業員の負傷、焼却施設の火災や破損に発展することも考えられるため、リチウムイオン電池が関係する製品を一般ごみ等には絶対に捨てないでください。

※捨てるとき・・・販売店に御相談いただくか、家電量販店、ホームセンター、区役所等に設置されている黄色い回収缶（小型充電式電池リサイクルボックス）に入れてください。

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和6年7月
鶴見警察署 生活安全課
6月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

| 年別 | 凶悪犯 | | | | 粗暴犯 | | | | 窃盗犯 | | | 知能犯 | | 風俗犯 | | その他 | 合計 |
|---------|-----|----|----|--------|-----|----|----|----|-----|------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| | 殺人 | 強盗 | 放火 | 不同意性交等 | 暴行 | 傷害 | 脅迫 | 恐喝 | 侵入盗 | 乗り物盗 | 非侵入盗 | 詐欺 | その他 | わいせつ | その他 | | |
| 令和6年6月末 | 2 | 0 | 1 | 3 | 25 | 25 | 0 | 1 | 31 | 256 | 211 | 54 | 7 | 5 | 7 | 55 | 683 |
| 令和5年6月末 | 3 | 4 | 1 | 1 | 14 | 25 | 1 | 1 | 33 | 202 | 200 | 37 | 1 | 8 | 0 | 77 | 608 |
| 前年比 | -1 | -4 | 0 | +2 | +11 | 0 | -1 | 0 | -2 | +54 | +11 | +17 | +6 | -3 | +7 | -22 | +75 |



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

| 年別 | 侵入盗 | | | | | | 乗り物盗 | | | | 非侵入盗 | | | | | | 合計 | 特殊詐欺 (旧振り込め詐欺) | |
|---------|-----|-----|------|-------|-----|----|------|--------|------|-----|-------|-------|----------|-----|-------|-----|-----|-------------------|----|
| | 空き巣 | 忍込み | 出店荒し | 事務所荒し | その他 | 小計 | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | 小計 | 車上ねらい | ひったくり | 自動販売機ねらい | 万引き | 部品ねらい | その他 | | | 小計 |
| 令和6年6月末 | 14 | 1 | 8 | 2 | 6 | 31 | 9 | 23 | 224 | 256 | 5 | 1 | 1 | 81 | 22 | 101 | 211 | 498 | 30 |
| 令和5年6月末 | 14 | 1 | 7 | 1 | 10 | 33 | 4 | 40 | 158 | 202 | 6 | 2 | 1 | 104 | 16 | 71 | 200 | 435 | 30 |
| 前年比 | 0 | 0 | +1 | +1 | -4 | -2 | +5 | -17 | +66 | +54 | -1 | -1 | 0 | -23 | +6 | +30 | +11 | +63 | 0 |

特殊詐欺被害総額 約5610万円

(※被害額は10,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 6人 約 3470万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 16人 約 1080万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 5人 約 830万円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 3人 約 230万円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウイルス感染の警告メッセージに記載され

鶴見警察署公式X (旧Twitter)
@4339_police



鶴見警察署
ホームページQRコード



地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和6年6月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

| | 窃盗犯発生件数 | | | ひったくり | | | 空き巣 | | | 自転車盗 | | |
|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----|
| | 令和6年 6月末 | 令和5年 6月末 | 前年比 |
| 総 数 | 498 | 435 | +63 | 1 | 5 | -4 | 14 | 14 | 0 | 224 | 158 | +66 |
| 朝 日 町 | 9 | 6 | +3 | | | 0 | | | 0 | 5 | 3 | +2 |
| 安 善 町 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| 市 場 上 町 | 3 | 3 | 0 | | | 0 | | 2 | -2 | 2 | 1 | +1 |
| 市 場 下 町 | 4 | 3 | +1 | | | 0 | | | 0 | 2 | 3 | -1 |
| 市 場 西 中 町 | | 1 | -1 | | | 0 | | | 0 | | 1 | -1 |
| 市 場 東 中 町 | 1 | 6 | -5 | | | 0 | | | 0 | 1 | 6 | -5 |
| 市 場 富 士 見 町 | 2 | 1 | +1 | | | 0 | | | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 市 場 大 和 町 | 1 | 4 | -3 | | | 0 | | | 0 | 1 | 2 | -1 |
| 潮 田 町 | 11 | 7 | +4 | | | 0 | | | 0 | 5 | 3 | +2 |
| 江 ヶ 崎 町 | 11 | 8 | +3 | | | 0 | | | 0 | 7 | 7 | 0 |
| 小 野 町 | 6 | 1 | +5 | | | 0 | 1 | | +1 | 4 | 1 | +3 |
| 梶 山 町 | 10 | 5 | +5 | | | 0 | | | 0 | 8 | 3 | +5 |
| 上 末 吉 町 | 9 | 9 | 0 | | | 0 | 1 | 1 | 0 | 7 | 3 | +4 |
| 上 の 宮 町 | | 1 | -1 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| 寛 政 町 | 1 | 5 | -4 | | | 0 | | | 0 | | 2 | -2 |
| 岸 谷 町 | 7 | 10 | -3 | | | 0 | | 1 | -1 | 2 | 3 | -1 |
| 北 寺 尾 町 | 12 | 10 | +2 | 1 | | +1 | 1 | 2 | -1 | 5 | | +5 |
| 駒 岡 町 | 35 | 36 | -1 | | | 0 | 2 | | +2 | 9 | 7 | +2 |
| 栄 町 通 | 4 | 6 | -2 | | | 0 | | | 0 | 3 | 5 | -2 |
| 汐 入 町 | 1 | 7 | -6 | | | 0 | | 1 | -1 | 1 | 3 | -2 |
| 獅 子 ヶ 谷 町 | 11 | 7 | +4 | | | 0 | | | 0 | 1 | | +1 |
| 下 野 谷 町 | 12 | 11 | +1 | | | 0 | | | 0 | 7 | 2 | +5 |
| 尻 手 町 | 19 | 14 | +5 | | | 0 | 1 | | +1 | 13 | 7 | +6 |
| 下 末 吉 町 | 14 | 15 | -1 | | | 0 | 2 | | +2 | 10 | 8 | +2 |
| 末 広 町 | | 1 | -1 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| 菅 沢 町 | 5 | 3 | +2 | | | 0 | | | 0 | 3 | 1 | +2 |
| 諏 訪 坂 町 | 1 | | +1 | | | 0 | | | 0 | 1 | | +1 |
| 大 黒 町 | | 1 | -1 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| 大 黒 ぶ 頭 町 | 2 | 8 | -6 | | | 0 | | | 0 | 1 | | +1 |
| 大 東 町 | 3 | 1 | +2 | | | 0 | | | 0 | 2 | | +2 |
| 大 佃 野 町 | 2 | 5 | -3 | | | 0 | | | 0 | 1 | 4 | -3 |
| 鶴 見 町 | 7 | 6 | +1 | | | 0 | | | 0 | 2 | 1 | +1 |
| 鶴 見 中 央 町 | 120 | 90 | +30 | | 1 | -1 | | 3 | -3 | 43 | 27 | +16 |
| 寺 谷 町 | 1 | 2 | -1 | | | 0 | | | 0 | 1 | 2 | -1 |
| 豊 岡 町 | 50 | 35 | +15 | | 3 | -3 | | | 0 | 26 | 10 | +16 |
| 仲 通 町 | 10 | 6 | +4 | | | 0 | | | 0 | 5 | 3 | +2 |
| 生 麦 町 | 21 | 15 | +6 | | | 0 | | | 0 | 7 | 6 | +1 |
| 浜 町 | | 4 | -4 | | | 0 | | | 0 | | 3 | -3 |
| 馬 場 町 | 5 | 7 | -2 | | | 0 | | 1 | -1 | 1 | 2 | -1 |
| 東 寺 尾 町 | 7 | 7 | 0 | | | 0 | 1 | | +1 | 1 | 2 | -1 |
| 東 寺 尾 北 台 町 | 1 | | +1 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| 東 寺 尾 中 台 町 | 3 | 2 | +1 | | | 0 | 1 | | +1 | 1 | 1 | 0 |
| 東 寺 尾 東 台 町 | 3 | | +3 | | | 0 | 1 | | +1 | 1 | | +1 |
| 平 安 町 | 6 | 6 | 0 | | 1 | -1 | | | 0 | 4 | 4 | 0 |
| 弁 天 町 | | 3 | -3 | | | 0 | | | 0 | | 2 | -2 |
| 本 町 通 | 8 | 13 | -5 | | | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 5 | -2 |
| 三 ツ 池 公 園 町 | 2 | | +2 | | | 0 | | | 0 | 2 | | +2 |
| 向 井 町 | 5 | 7 | -2 | | | 0 | | | 0 | 3 | 2 | +1 |
| 元 宮 町 | 19 | 21 | -2 | | | 0 | | | 0 | 5 | 4 | +1 |
| 矢 向 町 | 34 | 16 | +18 | | | 0 | 2 | 2 | 0 | 17 | 8 | +9 |

交通事故発生状況

令和6年7月
鶴見警察署 交通課

6月末概数

①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

| | 発生件数 | 死亡者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 | 負傷者数 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 6年 | 269 | 3 | 20 | 283 | 303 |
| 5年 | 309 | 1 | 14 | 339 | 353 |
| 増減数 | -40 | +2 | +6 | -56 | -50 |

②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

| | 発生件数 | 死亡者数 | 負傷者数 |
|-----|-------|------|-------|
| 6年 | 10103 | 51 | 11153 |
| 5年 | 10396 | 58 | 12220 |
| 増減数 | -678 | -7 | -1067 |

③管内発生状況 (5月中累計 前年同期比)

| | 発生件数 | 死亡者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 | 負傷者数 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 6年 | 37 | 2 | 2 | 34 | 36 |
| 5年 | 53 | 0 | 4 | 54 | 58 |
| 増減数 | -16 | +2 | -2 | -20 | -22 |

6月中2件の交通死亡事故が発生してしまいました。

自転車、二輪車に乗車していた方が犠牲となりました。二輪車、自転車は車体が小さく、遠くにいると錯覚されがちです。

今一度、安全運転の基本に立ち返り、ルールを守り、自分勝手な判断をしないようお願いいたします。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

④路線別

| | 一般国道 | | | 県道・地方道 | | | | 市道 | その他 |
|----|------|-------|--------|--------|------|------|-----|-----|-----|
| | 国道1号 | 国道15号 | 国道357号 | 川崎町田 | 産業道路 | 環状2号 | その他 | | |
| 6年 | 24 | 29 | 0 | 19 | 12 | 12 | 22 | 144 | 7 |
| 5年 | 29 | 21 | 0 | 20 | 12 | 8 | 19 | 189 | 11 |

⑤曜日別

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 6年 | 25 | 45 | 27 | 32 | 44 | 59 | 37 |
| 5年 | 31 | 42 | 51 | 54 | 49 | 45 | 37 |



自転車事故多発中！
ヘルメットを着用しましょう。

⑥時間別

| | 0時～ | 2時～ | 4時～ | 6時～ | 8時～ | 10時～ | 12時～ | 14時～ | 16時～ | 18時～ | 20時～ | 22時～ |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 6年 | 4 | 2 | 9 | 22 | 27 | 33 | 31 | 36 | 42 | 37 | 17 | 9 |
| 5年 | 7 | 3 | 7 | 31 | 49 | 32 | 36 | 39 | 41 | 35 | 21 | 8 |

⑦町名別 (区内多発順)

| | 駒岡 | 鶴見中央 | 下末吉 | 北寺尾 |
|----|----|------|-----|-----|
| 6年 | 31 | 31 | 22 | 18 |
| 5年 | 26 | 40 | 22 | 17 |

※当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。



鶴見警察署
マスコット
キャラクター
かける&まい

⑧事故類型別

| | 車両単独 | 車両同士 | | | | | 人対車両 | | 列車 |
|----|------|------|----|------|------|-----|------|-----|----|
| | | 正面衝突 | 追突 | 出会い頭 | 右左折時 | その他 | 横断中 | その他 | |
| 6年 | 10 | 4 | 51 | 26 | 55 | 68 | 33 | 21 | 1 |
| 5年 | 17 | 6 | 47 | 75 | 51 | 43 | 40 | 29 | 1 |

⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

| | 子供 | 高齢者 | 二輪 | 自転車 |
|----|----|-----|----|-----|
| 6年 | 16 | 87 | 84 | 76 |
| 5年 | 30 | 90 | 91 | 106 |

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。

自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう！